





さいよといふ返しの話だつたんですね。実はこの五年間というのは何の意味か  
というと、あなたが今言つた話を五年間でやりなさいよといふ返しの話だつたんで  
すよ。

当時、金融ビッグバンというのは我が国にとつて大変な衝撃を与えた。なぜ衝撃かというと、それはロンドンのシティなんかに行くと感じるのであるが、外資本が国内株式市場の三分の一ぐら  
いを占める。つまり、日本の今の株式市場なんといふのは、もちろん、四年前でもほとんどが、株式市場といふのは日本人がほとんど東証を、言つてみれば牛耳っていたというか、東証の取引といふのはほとんど日本人がやつていた。

○玉沢国務大臣 全く同じではありません。  
やはりこれは国際化にどういうように対応する  
かということがあると思うのですね、委員のおつ  
しやられるところ。しかし、その間において、あ  
る程度の準備期間といいますが、そういうものを  
やはり整備していく、こういうことがあって五年  
間という特例措置を行う期間を設けた、こう考え  
ておるわけでござります。あえて言えば、ロンドン  
のシティーの話をされましたけれども、昔から  
国際的に金融市場の中心だったロンドンと我が國  
の場合とは若干事情が違うのではないか、そういう  
点も考えて、私は委員の考えとは全く同じではない、こういうことです。  
○安住委員 いやいや、そうじやないじやないで  
すか、今のお話をど、どこが違うかよくわからな  
いのだけれども。  
準備期間といみじくもあなたはおっしゃった。  
五年間でしょ。信金や信組だつて、あなたの話  
からいと、この五年間で自己資本比率を含めて  
きつちりと再編してやらないと、いけないのじや  
ないです。別に何も大手の都市銀行だけじゃな  
いですよ。大手の都市銀行は、結果的には四つの  
グループに再編という急激な変化をしている。も  
ちろん貸し渉りの問題や、もともと自己資本比  
率というのは一体何なのか、あの八%という国際公  
約は一体何なのかというのは、実は議論のある  
ところです。ここは農水委員会だし、そこは農林  
大臣に質問する話じゃありませんからしませんけ  
れども、この五年間というのは、少なくともあなた  
が言つたとおりなのですよ。何がとおりかと言  
つたら、この五年間でちゃんとやりなさいよとい  
う話じやないですかと言つているのですよ。  
○玉沢国務大臣 しつかりやれ、しつかりやる  
と、こういうことですね。  
それで、もう一つは、金融制度調査会の答申に  
おきましては、先ほども言いましたけれども、不  
良債権のディスクロージャーが充実の過程にあ  
り、預金者に自己責任を問い合わせる環境が十分に整  
備されていない、したがいまして、ディスクロージ

ジャ一その他明確にしていく、こういうこともあります。それで、金融機関が不良債権を抱えておりまして、信用不安を醸成しやすい金融環境にあるということがあつて、この五年間でペイオフを行なう条件を整備する、こういうことでやつてきたわけでありますから、国際的な開放といいますか、そういうことも含めて、あわせて、こういう事例もありましたことから、五年間という時期を設定した、こういうふうに思います。

○安住委員 いやいや、不良債権の問題で言うと、大臣、例えば、西村さんという銀行局長がいて、当時、私が話をしたときに彼はこう言つた。日本の不良債権問題なんか大したことない、平成八年前後で十八兆円ぐらいためですからと。自民党を含めて、当時の自社き政権を含めて、多くの政治家も役所も、銀行側が一方的に言つていて、情報をうのみにして、実際にはその十倍近い不良債権があると言われていたにもかかわらず、言つてみれば、日本の経済の病状診断を軽く見てそんなことを言つた。つまり、ディスクロージャーしろというのは、ディスクロージャーを銀行側にしろと言つてはいるだけで、本当にディスクロージャーをさせてきたかなどと、ちょっと違うのですよ。

三年ほど前、アメリカで、私は当時民主党の菅代表と一緒に行つたときに、自民党的加藤総一先生と話をしたときにも、私もサマーズ氏に会いました。サマーズ氏に会つたときに、不良債権のことをかなりしつこく言われて、はつきり言つと、加藤さんですからそのときにかなりの認識をようやく持つたという程度なのですよ。だから、そういう意味では、あなた、今、口で簡単なことを言つけれども、ディスクロージャーなんというのは、言つてみれば、この五年間の中でするというよりも、五年間猶予を銀行、金融機関に与えるから、みずからのお責任で、不良債権だって、実態としては今だつてわからないのですから、分類債権を分けたけれども。それをちゃんと全部した上でやりなさいよという五年間なのですよ。政府がその間

に、金融機関に対する資金援助もしました、資本注入もしました。

いのだから。政府全体が」と呼ぶ。おれが約束したのじやないと言つたって、そしたら、あなたは閣議で言えばいいのですよ、発言権があるのだから、おかしいと、国民に約束したことは実行したこと。今の話では、もう木で鼻をくつたような話じゃないですか。大臣はこの五年間のこと全く無視してあと一年と言つてはいるのだ。

では、信金や信組はこの五年間何をしていたのですか。信金の例で言うと、こういうことなのでしょう。信金や信組はこの五年間何をやるといふと、こういうことなのでしょうか。大臣はこの五年間のこと全く無視してあと一年と言つてはいるのだ。

では、信金や信組はこの五年間何をしていたのですか。信金の例で言うと、こういうことなのでしょう。信金や信組はこの五年間何をやるといふと、こういうことなのでしょうか。大臣はこの五年間のこと全く無視してあと一年と言つてはいるのだ。

○玉沢國務大臣

都道府県ですね。

○安住委員

正解です。

これは、特に抜き打ち検査というのは、したことがないのですよ、全国で。だから、言い方は悪いけれども、ある意味では護送船団で、どんぶり勘定検査なんですよ。何月何日などどこかの支店に行くから調べておいてくださいと。大体、その検査に行く県の職員が金融のことなんか全然わからぬ連中なんだから。こんなことをずっと続けてきたのですよ。

ただし、問題は、これは自民党の政治姿勢の問題だと私は思うけれども、いいですか、信金、信組の検査を今まで金融監督庁なり県が、言ってみれば、適当にやっていたのを第三者がやるとなる。七月から三月までやるわけでしょう。そうならないときに何が問題か。私の地元の宮城県の何人かの信金や信組の方に話を聞くと、相当怖いと言つたり、不良債権の問題なんですね。地元の中小企業、零細企業の貸し付けの問題を言うと、はつきりした数字はない。これを検査していくと、信金、信組が持つている不良債権の額というのは実は相当なもので、自己資本比率にこれを当てはめていく

と、ほんどの信金、信組はもたない。こういう話から、選挙の年だし、一年ここに目をつぶつてやろうというのが本音じゃないんですか。

○玉沢國務大臣 委員もいみじくも認めておられるように、信金、信組と言いましたが、信金の場合は国がやっていますね。信用組合の場合は県がやつておる。

信用組合の場合は、なかなか実態がよくわからなかつた、そういう観点から、やはり国がちゃんと調査をして、改善の措置もとつていく必要が生じてきた、こういう判断で一年延期をしようといふことでござりますので、委員がおっしゃつてはいること、そういう要素が入つてているということを御理解賜ればと思います。

○安住委員 そういう要素が入つていてるというの

は、要するに、選挙対策だというのは認めているわけですね。

○玉沢國務大臣 私の場合は、調査が不十分で、やはりディスクロージャーが十分ではない、そういう点を明確にしなければ改善措置も出てこない、こういうことでございまして、選挙にどういふふうに関係するか、これは、客観的にも主観的にも何とも言えないところでござりますね。

しかし、私が言つておりますのは、政府全体の見解をいたしましては、中小金融機関におきましてはまだ不十分である、そういう点がありまして、これを調査し、改善していく、こういう必要があつて一年間延長するということになつたわけがありますから、特にこの中におきまして多大なる影響を与えたとか損害を与えた、こういうようなことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわからないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何をもたらすか言つてはいるのかよくわ

からないのです。

玉沢さん、これは政府が決めたのではないです。

○玉沢國務大臣 いやいや、これは、当時十二月時点

で新聞ではみんな認めてますよ、与党の龜井政

調会長も。そこで手心発言があるのですよ。そう

でありますから、特にこの中におきまして多大な

影響を与えたとか損害を与えた、こういうよう

なことはないものと思います。

○安住委員 何を



なんというはやるべきでないといふ立場で言つてゐるんですよ。この問題は、大臣、農林大臣として、農水省の何かを聞いてゐるわけじゃありません。政治家個人として私も意見を言つているんだから、それは、質問があれば逆に言つてもうつて、足をとつたりしませんから。

介護保険について、これも私は、ペイオフと全く一緒だと思いますよ。つまり、政治家は、やはり将来のことを持つて考えて何かをやらないといけない。例えば、あなたも与党の幹部のお一人です。それなのに、目先の選挙のことばかり考えてこんなことをやつていたら、国民は政治家を信用しないんじゃないですか。いかがですか。

○玉沢國務大臣 決めたことをきちきちつとやつていくというのも大事かと思いますけれども、その中におきましては、やはりある程度信にもこたえていく、こういうことも政治には大事だと思いますよ。

ですから、高齢者の方々に対しまして、介護保険を何とか理解して、協力をしていただきたい趣旨からいいますと、最初は半年間は取らない、さらにつの次の一年間は二分の一、こういうような形で御理解をいただきながらやつていくといふことも大事だと私は思います。

委員の言われるよう、ルールだからといって全部やるもの大事かもしれないが、やはりいろいろ配慮を加えながらやつしていく、これも農政においても大事なことじやないかと思いますよ。

○安住委員 何でもルール、ルールと言うけれども、ちょっと違うんですよ。玉沢さん、秘書官の話いやなくて私の話を聞きなさい。あなたは何でもルール、ルールと言うけれども、玉沢さん、私はこう思いますよ。

浜口雄幸がピストルか何かで東京駅で撃たれたでしょう。そのときの話で、たしか小渕総理にだけ作家の方がおっしゃつたららしいんだけれども、私もその後、読んでなるほどなと思った。總理大臣たる者が、政治家たる者が国民にうそをつけた

いたら、国民は何を信じて生きていけばいいのかという話をしているんですよ。つまり、そこに政治不信のもとがあるんだと言つてあるんですね。

では、介護の話、高齢者に対する激変緩和といふところを聞きますけれども、高齢者からそんな要望を聞いたんですか。十月まで半年間お金を取らなければ勝手に、年寄りはそうやつたら喜ぶだろう、選挙のためにプラスになるだろうと。つまり、制度をあなた方が勝手にねじ曲げたんでしょう。そんなのに理屈も何もないじゃないですか。それをまた木で鼻をくくつたようなことを言うから、政治不信はますます増大すると私は思いますよ。

○玉沢國務大臣 この点について、きちっとしたものを取ればそれで信頼が増すかという考え方もあるでしょうし、また、この制度を遅滞なく進めていくという上におきまして、やはり高齢者の方々、対象になる方々でござりますから、そういう方々に対しましては、保険料につきましても一定の措置を講じながら御理解をいただき、こういうことも、それをもつてうそをついたことは決してならない、むしろ十分配慮しているんだな、こういうように受けとめられると私は思いますよ。

○安住委員 もし本音でそんなことを言つているんだったら、私はもう絶望的な気持ちになりますよ。

つまり、政治家が、政府がいやしくも約束したことを行つてひっくり返すということを何の議論もなく直前でひっくり返すということは、約束をほこにしたとしか言わないのであります。それで高齢者が喜ぶとか、そういう話ではないんですよ。政府が国民に約束をして、市町村に約束したから、あなたの地元でも私の地元でも、市町村の村役場や町役場へ行つたことがありますか、このことでみんな大変苦労しているんですよ。夜の夜中まで仕事をさせられて、政府に対する不信感というものはもう大変なものですね。

○安住委員 税負担でその分を補うということは、非常に短絡的にいえば、我々若い世代にその

よ。しかし、これは名譽のために言つておくけれども、厚生省がやつたんじゃない。あなたの方自民党がやつたんですよ。それで、よくもいけしゃあしゃあと喜ぶ人たちもいる。あなたのやつている政治の代償というのははとてつもなく大きい。

二十世紀の政治の最後を締めくくるには、最も嫌らしく、最も忌み嫌われるようなことをやつたといふにしか私には見えない。忌まわしい。(発言する者あり)私がただとてつもありますがあまりにそう思つて、選挙のときにそう言つてくれ本当にそう思つて、選挙のときにそう言つてくれ下さい。

公正でフェアなものを求めていかなければいけないんじゃないんですか。少なくとも、いやしくもこれは主義主張の問題でない。国民や市町村に對してそのため準備をさせてきたならば、やはり筋を通してきちっとそういうことをやらせてもらつたときには菅厚生大臣、推進をしたのは小泉厚生大臣でした。一貫して私も議論の中に、いろいろな会合とかに参加して、税方式にするか、それとも保険料方式でやるかということに対しては大変な議論があつたんですよ。しかし、これは国民に広く浅く負担をしてもらうということで、高齢者の皆さんにもということで始まつた話なんですよ。それを半年延ばすというのは、ただ単に半年延ばすだけじゃなくて、もっと深い政治的な問題を実ははらんでいるということなんですね。あなたがここで私と議論したってどうなるものでもないとは思いますが、私は非常に残念ですね。私個人は残念だと思ってるんです。なぜかと、迎合主義だからですよ。

ですから、保険料を決めたことを、最初、高齢者の方々から六ヶ月間徴収しない、それに対し、地方自治団体における行政は確かに混乱したかもしれません。そういう点では、それは申しわけない、こう思いますけれども、しかしながら、対象となる方々にとりましては、決して委員の言つているような声ばかりではないということも事実だと私は思います。

○安住委員 税負担でその分を補うということは、非常に短絡的にいえば、我々若い世代にその象となる六十五歳以上の方々からの負担は、これ

分の負担を強いているんだ。そういうことじやないですか。それだったら、そういう社会にしたいということですか。あなたの話は、年寄りは喜ぶけれども、若い者には負担させていいという話ですか。そこまで考へて、あなたはそういうことをおつしやつているんですか。

○玉沢國務大臣 いや、これは確かに国民全体として負担していかなきやならぬことでありますけれども、やはり対象となる方々が高齢者の方々であります。そこで考へて、あなたはそういうことをおつしやつしているんですか。

○安住委員 もともとこの制度を始めようと思つたときは菅厚生大臣、推進をしたのは小泉厚生大臣でした。一貫して私も議論の中に、いろいろな会合とかに参加して、税方式にするか、それとも保険料方式でやるかということに対しては大変な議論があつたんですよ。しかし、これは国民に広く浅く負担をしてもらうということで、高齢者の皆さんにもということで始まつた話なんですよ。それを半年延ばすというのは、ただ単に半年延ばすだけじゃなくて、もっと深い政治的な問題を実ははらんでいるということなんですね。あなたがここで私と議論したってどうなるものでもないとは思いますが、私は非常に残念ですね。私個人は残念だと思ってるんです。なぜかといふと、迎合主義だからですよ。

高齢化社会をこれから迎えて、少なくともこうすることを決定する方々というのは、五年後、十年後、先を見ていつかりした政策をやってもらわなきや、目の前の選挙のこととかで右往左往されたのでは、私は、そういう人に政府・与党の幹部になつてしまいたくない。だから、今回のペイオフも全く同じなんです。私は不快感を非常に感じているんですよ。



○玉沢国務大臣 農業委員会における交渉といいますのはこれからのこととございますから、私は今まで、就任以来、外国には六回、それぞれの交渉において行つております。WTOの問題等におきまして、アメリカあるいはEUの方に行くことも大事かとは思いますが、今の時点におきましては、電話でもできる状況にございますので、連休は日本にいる予定でございます。

○安住委員 日本では、特に東北地方は、連休は田植えのシーズンで、余り選挙運動してもしようがない時期ですから、私は、ぜひ欧州へ行かれたらいいんじゃないかと思っているんです、中国でも。そういう予定は今のところないわけですね。

○玉沢国務大臣 EUとは大体、共同宣言におきまして、多面的機能を重視する、こういうこともうたつておるわけでございます。その線に沿いまして今後連携して進めていきたい、こう思いました。

中国につきましても、まだWTOには加盟してはおりませんけれども、先々月、漁業協定で北京に参りました、陳農業部長さんとお会いしまして、やはり食料、農産物に関しましては、WTOの中におきましてはこういうような立場に立つというのを我が國も申し上げたわけでございますが、これに対して中国側からも大変な理解をいただいたところでございます。

○安住委員あと四分ぐらいですから、大臣、有珠山の噴火がありまして、当委員会にも北海道選出の先生方は多いわけでありますけれども、長期になりますと、いろいろな意味で農家の皆さんにとって苦しい状況が続いているのかなと心配をしております。

政府全体として総合対策をやられると思いますが、特に畜産、酪農関係が多いということを聞いておりますし、どうぞそこは、私も特段の措置を御配慮いただきたいと思っております。というのは、公正でフェアなものとは別に、つまり、自然災害によってみずから生産現場を奪われるという現実があるわけでありますから。

それから、あそこは漁業です、ホタテかなんかですか。特にこのことについても、もしかしたら農林関係よりも水産の被害の方が、後になつてくると大きい可能性はあるんですね、養殖をやっていると、私の地元もそうなんだけれども。本当に、そういう意味ではその補償をどういうふうにするのかというのを、少し政府に私の方からも要望しておきますので、ひとつ遺漏なきようお願いをしたいと思ひますけれども、いかがでございますか。

○玉沢国務大臣 万事遺漏なきようというお話をございまして、万全を期して対策に取り組んでいただきたい、こう思います。

御報告でございますけれども、例えば水産業におきましては、ホタテ養殖の管理作業が大事である、こういう観点から、私も、先般、有珠山の視察また見舞いに参りましたときに、現地の対策本部に対しましても、こういう状況の中でありますけれども、生命の安全を期しながら何とか作業に取りかかることができないかということをお願いを申し上げまして、この作業が行われるようになります。

大事なことは、やはりこういう状況の中におきましても、何としても施業を続けていくことができることにするということが大事なことじゃないかと思います。

○安住委員 いいよいよ最後の質問です。

実は農業者年金の問題、私も地元で農業委員会の皆さん等々からいろいろな話を聞いて、正直言つて本当に大変な話であります。しかし、こういふ見通しになるのをわかつていながら放置してきた責任もある。

大臣、これは通告していたかどうかわかりませんけれども、農業者年金はどうなさいますか。とにかく、これは農業全体の年金のスキームの問題とも私、かかわつてくると思ひますけれども、しかし、直近の問題として、かなり農業者年金の問題は深刻でございますから、最後にどうこの決着を図るのかだけお聞かせを願つて、私の質問を終わりたいと思います。

○玉沢国務大臣 御承知のとおり、農業者年金制度が今まで果たしてきた役割は非常に大きいものがあるわけであります。社会経済情勢の変化等がございまして、年金の維持に非常に厳しい局面に立たされているということがございます。

そういう中におきまして、何としてもこれを継続していくことが大事だとと思うわけでござりますので、関係者の理解と納得及び年金財政面での長期安定が得られる制度にしていく、こういう観点から、先ごろ農業委員会系及び農協系統において現場からの意見集約が行われましたので、団体と政府の間で今後検討を深めるように事務方に指示したところでございますので、今後その検討を待つて方向を決めていきたい、このよう思います。

○安住委員 ありがとうございました。終わります。

○金田(英)委員長代理 次に、漆原良夫君。

○漆原委員 公明党・改革クラブの漆原でございます。

まず、農水産業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案は、農協系統の信用事業のセーフティーネットについて、他の金融機関のセーフティーネットと基本的に同様の整備を図ろうとする、こういうものであります。そしてまた、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案は、農水産業協同組合の再生手続及び破産手続について迅速、円滑な処理を行うための特例の措置を講ずることによって貯金者そして組合員の利益を図ろうとする、こういう内容でございますので、評価をしたいと思っておりま

す。

そこで、ペイオフの解禁時期の一年延長問題について、まず大臣にお尋ねしたいと思います。

今回の改正では、特例措置の適用を一年間延長して平成十四年三月末までとしております。この特例措置の適用期間を平成八年から平成十二年度までの五年間とした理由について、こう説明されております。「不良債権については、今後五年間以内でできるだけ早期にその処理に目途をつける必要がありますが、それまでの間は預金者に破綻処理費用の分担を求めるることは困難である」、こんな説明がなされてきたわけですが、今回、一般金融機関と同様にこの措置を一年間延長することとした理由をまずお尋ねしたいと思います。

〔金田(英)委員長代理退席、委員長着席〕

○玉沢国務大臣 我が国経済を確実な安定軌道に乗せるためには、一部の中小金融機関について経営の一層の実態把握を図り、その改善を確実なものとすることにより、より強固な金融システムの構築を図る必要があるとの観点から、与党間の合意を踏まえ、政府としましてもペイオフ解禁の一年延長の措置を講ずることとしたところであります。

系統金融機関におきましては、十三年三月末をめどに、合併や自己資本の増強等による経営体质の強化に取り組んできたところであります。今回の一周年延長の決定は、我が国金融システム全体をより強固なものとする目的としたものであること、またペイオフといった金融機関の基礎的な競争条件は同一である必要がある、こういう観点から、農協系統金融機関におきましてもペイオフ解禁を一年延長することとしたものであります。

○漆原委員 平成七年の金融制度調査会でこんな説明がされております。現時点では、ディスクロージャーが充実の過程にあり、預金者に自己責任を問う得る環境が十分整備されていない、そしてまた、「金融機関が不良債権を抱えており、信用不安を醸成しやすい金融環境にあることから、未だペイオフを行つたための条件が整っていない」、今回、特に、一年間延長された理由として信金、信組のことが言われているわけでございますが、ここは、政府として実態はまだ把握していない、そのため、金融機関が不良債権を抱えており、信用

らペイオフを解禁するのだ、こんなふうな説明がなされておりますが、今回の一年間延長の大きな理由は信金、信組の実態解明調査にあるのかどうか、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○玉沢国務大臣 委員のおっしゃられるとおりであります。

○漆原委員 先ほど来いろいろなやりとりが民主党との間でございましたが、平成八年から平成十二年までの五年間の間、いろいろな調査、ディスクロージャー、不良債権の処理をするということで、特例措置を設けたわけでございますが、なぜ信金、信組についてはこの五年間で十分な調査を行うことができなかつたのか。五年間で十分調査はできたのではないか、こういう指摘があるわけではございますが、なぜ最初からこの五年間の間に信金、信組まで調査の対象にしなかつたのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

○石原政府参考人 お答え申し上げます。

でございますが、なぜ最初からこの五年間の間に信金、信組まで調査の対象にしなかつたのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

○石原政府参考人 お答え申し上げます。

でございますが、なぜ最初からこの五年間の間に信金、信組まで調査の対象にしなかつたのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

○石原政府参考人 お答え申し上げます。

でございますが、なぜ最初からこの五年間の間に信金、信組まで調査の対象にしなかつたのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

○石原政府参考人 お答え申し上げます。

そういうことも考えますと、やはり一年間の延長が必要だということで、今回あのような決定になつたものと理解しておるところでございます。

○漆原委員 私が質問しているのは、信組について、なぜ今の段階で国の検査の方に移したのか、五年間の間でもっと早く移しておけば、五年間の中でも全部処理できたのではないか、こういう疑問を持つておるわけでござりますけれども、この辺についてはいかがでしようか。

○石原政府参考人 信用組合の検査を国でやるのか、あるいは都道府県でやるのか、これにつきましてはいろいろ議論があつたところでございま

す。

○石原政府参考人 信用組合の検査を国でやるのか、あるいは都道府県でやるのか、これにつきましてはいろいろ議論があつたところでございま

す。

○石原政府参考人 信用組合の検査を国でやるのか、あるいは都道府県でやるのか、これにつきましてはいろいろ議論があつたところでございま

す。

○石原政府参考人 信用組合の検査を国でやるのか、あるいは都道府県でやるのか、これにつきましてはいろいろ議論があつたところでございま

す。

○漆原委員 このペイオフの一年延長については、不良債権の処理とか金融機関の体質の強化に関する努力を減速させるのではないかというふうな指摘があります。また、その点についてはいかがお考えか、お聞きしたい。

○石原政府参考人 ペイオフ解禁に向けての農協システムの取り組み、努力でございますが、農協系統におきましては、当初、解禁予定が十三年三月末ということでおきましたので、これを目途に経営体質の強化に取り組んできたということでございます。

○玉沢国務大臣 先ほど来からの議論にありますように、そういうような選挙日當でありますとか、いろいろな議論があるところであります。しかし、今大事なことは、日本の金融体質をやはり安定したものにしていかなければいかぬ、こういう観点から、一年に限りまして、特に信組の状況等をよく調査し改善をしていくという観点から、一年延長する、こういう決断をしたわけでございま

す。決して改革の趣旨に反するものではなくして、むしろ、一年延長することによりまして、この改革の趣旨をさらに徹底をして、安心して国民の皆さんのが預貯金をできる、こういう体制をつくっていくということでござりますので、その点について御理解をいただきたいと存じます。

○漆原委員 それでは、法案の内容に入りますの

と我々は確信いたしておりますけれども、このようないい成果が着実に上がつてきているというふうに理解しているところでございます。

○漆原委員 大臣にお伺いしたいと思います。

このペイオフの延長について、先ほど質問がありました野党だと、一部マスコミなどから、選挙日當でだと、政府・与党間での無限定期先送りだと、一度決めたことを無原則に変更したとか、大変口をきわめた厳しい言葉が先ほど来ておるわけなのです。大臣、いかがでしようか、こ

ういう野党の質問、指摘、また一部マスコミの指摘に対してもどのようにお考えか、きちっと反論をしていただきたいと思います。

○玉沢国務大臣 先ほど来からの議論にあります

ように、そういうような、選挙日當でありますとか、いろいろな議論があるところであります。しかし、今大事なことは、日本の金融体質をやはり安定したものにしていかなければいかぬ、こういう観点から、一年に限りまして、特に信組の状況等をよく調査し改善をしていくという観点から、一年延長する、こういう決断をしたわけでございま

す。決して改革の趣旨に反するものではなくして、むしろ、一年延長することによりまして、この改革の趣旨をさらに徹底をして、安心して国民の皆さんのが預貯金をできる、こういう体制をつくっていくということでござりますので、その点について御理解をいただきたいと存じます。

○漆原委員 それでは、法案の内容に入りますので、総括政務次官にお尋ねしたいと思います。

○漆原委員 その辺のことをお尋ねしたいと思います。

○漆原委員 今回の改正は、貯金保険制度の対象を、これまで農協だけだったのですけれども、さらに、信用農業組合連合会、農林中央金庫にも適用対象を拡大しようとしておりますが、從来、信連とか農林中金を貯金保険制度の対象にしなかつた理由として、こう述べられております。

本制度は、金融機関の破綻に対処して預金者の保護を図ることを目的としたものであり、信連、農林中金については、その受け入れている貯金のほとんどが会員農協からの再預かり貯金である

場合によってはいろいろな不良債権の償却も、実態を図つていくわけござりますけれども、実態解明が進むと同時に、問題があれば改善措置を行はず。金融機関の方に自己資本の充実を図つてもらう、そういう努力をいろいろしていく必要があり

第一類第八号 農林水産委員会議録第十二号 平成十二年四月二十六日

二号 平成十二年四月二十六日

1

ということ、そしてまた、**農協段階で貯金保険の対象となつて保護されているため、あえてそれを対象とする必要はない**、こういうふうに説明されてきておつたわけでございます。それにもかかわらず

だ。不良債権を置いたまま優良な資産だけ引き継ぎ、  
ぐような方策を講じれば、より円滑に処理が進む  
ではないか、こんなことで設けられたというふうに  
ではあるまい。  
に理解してよろしいでしょうか。

わゆる「一次ロス」と申しますが、その発生を恐れて受け皿組合があらわれないといった事態を解決するために導入するものでございます。この場合貯金保険機構は損失額の全額を負担するわけでは

ん。しかし、金融ビッグバンに対応するためにはほかの金融業態との横並びで、協同組合の原点は反するような措置を導入することは賛成できません。なぜならば、金融ビッグバンは、金融規制緩和

らず、今回信連、農林中金を本制度の対象にして、た理由はなぜか、従来の対象にしなかつた理由と、の整合性とあわせて御説明いただければありがたいと思います。

それでは統いて、改正案は、合併などで経営困難組合を救済する単協とか信連の自己資本の充実策として、これらの組合が発行する優先出資を貯金保険機構が引き受けができるとしておられます。ですが、従来は、優先出資の引き受けができるのは農林中金に限定されておりました。今回、そ

○ 濑原委員 最後の質問に移りたいと思います。  
ハザードが生じるおそれはないものと考えていた  
ところであります。  
合が債権回収の努力を怠るといったようなモラ  
なく、受け皿農協にもその一部を負担させること  
としておりまして、こうしたことから、受け皿農  
協のほうへも、この問題に対する理解を深め  
てもらいたいと思います。

の全面緩和と自由化を徹底させることによって、系統金融を含む中小金融機関を大銀行との競争に追いやられ、整理、淘汰を促進して、少数の巨大へ融機関が日本経済と国民生活を支配する仕組みをつくるものだからです。

そこで、法案の具体的内容について幾つか質問

競争条件を確保するために、信連や農林中金が貯け皿として信連や農林中金を活用する必要があるということ、それから、他の金融業態とも同一の対象にしておらなかつたところであります。しかししながら、単協または信連が破綻したときの受け皿として信連や農林中金を活用する必要があるということ、それから、他の金融業態とも同一の競争条件を確保するために、信連や農林中金が貯

れを単協や信連に拡大した理由は何かお尋ねします。

再生手続の特例等に関する法律についてお尋ねしますが、民事再生法は、和議制度の短所を解消しますが、和議法にかわる新たな再建型の倒産処理手続の基本法として昨年制定されたものでございますが、和議法に比べてどのような利点がありますが、

をしてまいります  
先ほどからペイオフ解禁を一年延長する問題など、論議されておりますけれども、このペイオフの解禁によって、農協系統金融に混乱を来すような深刻な事態が今現在、生じているのかどうなのか。

金者から直接受け入れてゐる貯金あるいは農林中央金庫の金融債につきましても、保険の対象とするところが必要であることから、系統信用事業全体としての信頼性の確保と金融機能の維持を図るために

ります。自己資本比率の低下を恐れて、経営困難な組合との合併または事業譲渡に難色を示すことよりも懸念されるのではないかというふうに思います。

るとお考えなのか。そして、本制度を導入するこ  
とによって、農水産業協同組合の再生手続、そ  
して破産手続の迅速化にどの程度資するというふうに  
にお考えなのか、あわせてお答えいただきたいと  
思っております。

この一年延期の理由、農協系統金融機関についてお答えいただきたいと思います。○石原政府参考人 今回のペイオフ一年延長の理由は、先ほど来出しているところでございますが、我が国の産者を安全圧力九首に乗せるというこ

に信託、農林中金を含めた全体としてのセーフティーネットを整備することが必要だからであります。

この点がなすことから、受託組合があらわれやすい環境の整備を図るために、貯金保険機構の審査金援助の一環として優先出資の引き受け等を行ふものであります。優先出資の引き受け等の具体的条件につきましては、預金保険制度における基準等を踏まえまして今後検討することとしており

○谷津政務次官 今回の民事再生手続の特例措置につきましては、検査等により系統金融機関の経営状況を知り得る立場にある監督当局に民事再生手続の申し立て権を付与することによりまして、早期に手続に入ることを可能とすること、農協

我が国の経済を安定的な軌道に運べるといふことで、ただし、その場合の一部の中堅金融機関における経営の実態把握の問題がある。その実態把握をした後、所要の改善措置を講じなければならぬということで、今回、一年の延長措置が講じられることになったものでござります。

改正案は、資金援助の対象として信用事業の一  
部譲渡を加えております。今回、なぜ信用事業の一  
部譲渡を加えたのか。そしてまた、これを加え  
ることによって破綻処理がどの程度迅速に進む  
お考えなのか、お尋ねしたいと思います。  
○谷津政務次官 これは、破綻農協の状況にもよ  
りますけれども、その資産の内容等に対する不信  
から、受け皿農協が破綻農協からの全部譲渡を受

ますけれども、受け皿組合の自己資本比率が合併または事業の譲受前の自己資本比率まで回復するために必要な額とする等の基準を定めることとしておるところであります。

対する債権者の圧倒的多数を占める貯金債権者等により、手続の迅速化を図ること、それから、総会の特別議決にかかる裁判所の許可によりまして迅速な信用事業譲渡を行うことを内容としております。これらの措置によりまして、経営困難組合の破綻処理の迅速化が可能になるものと考へております。

それで、ただいま委員の方から、農協系統で一段の問題があるのかといふお話をございまして、が、農協系統につきましては、この一年延長の希望を出したこともございません。特段その必要はないなどたるものと我々は思っております。農協系統は、当初の来年の三月末というのを目指に合意や自己資本の増強等を行つてまいりまして、経営体質の強化に積極的に取り組んできたというこ

けられない場合もあり得るということもありますので、このような場合には、信用事業の一部譲渡を資金援助の対象にすることによって、迅速な処理が可能になるものと考えております。

ザードを起こすのではないかという指摘がありましたが、それについてどのようにお考えか、またどのように対処していくのか、お尋ねしたいと思います。

○漆原委員 以上で終わります。ありがとうございます。  
○松岡委員長 以上で終わります。ありがとうございました。

セーフティネットを構築して、救済と支援の基盤をとること自体には反対するものではありません

と、それ以上は、ヘイボンといつても金融機關の基礎的な競争条件は同一である必要がある。仮に、

特定の金融機関だけ一年延長ということになりますと、農協系統の金融機関との差がある期間だけは、どうしても農協系統の方が不利になります。多分、他の業態はどれだけ保証できるかということを恐らくPRすると思いますので、競争条件としては非常に不利な関係になるということで、農協系統金融機関につきましてもペイオフの一年延長をすることにしたということです。

○中林委員 要するに、他の金融業態と横並びのものだということだと思うんですね。

現在の農水産業協同組合貯金保険機構の財務内容は健全だと思いますけれども、これはどうなのか、責任準備金残高は、制度発足以来着実にふえて、現在の残高は約千七百億円となって、現状では十分な額だというふうに思っておりますけれども、農水省のお考えはどうかというのが一点です。

それから、貯金保険機構が健全な財務内容を維持している背景には、貯金保険とは別に農協系統で独自に積み立てている相互援助制度があります。

その財源は現在幾らになっているのか。ペイオフ凍結解除に向けて積立金を集中的に積み増す方針ではないのかと思うんですけれども、この二点、お伺いしたいと思います。

○石原政府参考人 まず、最初の御質問でござりますが、ただいま委員の方からお話をございましたように、農協系統では、農協系統といいますか、貯金保険機構では、現在、責任準備金が一千七百億円となっています。これは十年度末の数字でございまして、これは着実にふえてきております。もちろん、この過程におましても破綻する農協もございました。そういうところにつきましては、所要の資金援助という方策をいろいろ講じてきました上で、十年度末で一千七百億円の責任準備金を持っておりまして、我々、当面これで対応できるものと考えております。

それから、もう一点御質問がございました相互援助制度の財源がどの程度あるのかという御質問

でございますが、農協系統では、この貯金保険制度と別に、自主的な積立制度いたしまして相互援助制度というのを持っております。これは、県段階及び全国段階の二本立てで運用しております。平成十年度末の積立金の残高は、県段階が四百十八億円、それから、全国段階が百七十二億円となっておりまして、合計で五百九十九億円ということになります。

農協系統におきましては、系統信用事業の安定と信頼性の維持を図るという観点から、今後三年間で、県段階の残高五百億円、それから全国段階の残高五百億円、合計一千億円にするということを目標に、さらに、財源の充実を図ることとしているところでございます。

○中林委員 本法案では、金融危機への対応として予算で定める金額の範囲内において、政府が、貯金保険機構に、危機対応業務に要する費用の一部を補助することができるという規定を設けることとしています。前回の法改正で、貯金保険機構の農林中金または日銀からの借り入れについて政府が保証できることとされてしまつたけれども、オフ凍結解除に向けて積立金を投入できる恒久的な仕組みをつくることにほかならないものだと思います。

農林中金の角道理事長は、週刊東洋経済という雑誌に、こういうふうに述べているんですね。系統金融全体として見れば、決して経営状態は悪くない、例えば単位農協の不良債権比率にしても、先ほどからこの委員会で言われている自己資本比率四%以下のところも農協としては非常に減つてきているという御報告があつて、かなり改善はされてきていると思うんですね。今大臣が、破綻するおそれがあるから、その準備は着々と進めておかなければならぬんだと言われるほどの状況ではないというのは、経済局長の先ほどの答弁からしても言えることなのではないかというふうに私は思っています。そこを指摘して、次の質問に移りたいと思うんです。

○中林委員 これまでの答弁からしても言えることなのではないかというふうに私は思っています。そこを指摘して、次の質問に移りたいと思うんです。

○石原政府参考人 二つ御質問になりましたが、まず最初の質問でございます。

貯金保険機構による優先出資の引き受けが、農協の協同組合原則といいますか、協同組合性を損ねることにならないかという質問でございますが、我々、農協につきましては、この協同組合原則を第一に考えなければならない、あらゆることにつきまして、この原則を考えなければならないというふうに考えておるところでございます。

今回、経営困難組合が出来まして、これと合併したり、あるいは事業譲渡を行う受け皿組合を見出すわけですが、この受け皿組合は、合併あるいは事業譲渡をいたしますと、自己資本比率が低下する可能性がございます。そういうこともございまして、その自己資本比率の低下を恐れて合併あるいは事業譲渡を示すということが往々にして見られるわけでございまして、そういうことが懸念されるところでございます。

上げるために、高収益を上げることが優先されたり、経営難にある農家の安易な切り捨てなどで、本来の協同組合の原点である、先ごろ大臣も言われたような相互扶助組織、協同組織としての特性が損なわれはしないかというおそれが出てまいります。この点について、そういうおそれはないの特徴に反する方向に導くことになるおそれがあるというふうに私は思うんですけども、大臣の見解を伺いたいと思います。

○五沢国務大臣 委員のおっしゃられるように、相互扶助組織は大変大きな役割を果たしておりますと、大事なことだと思います。しかし、同時に、もつと大きな破綻状態とかそういうことが出てきた場合に、それに対応するということになつてまいりますと、やはり、ほかの預金機構と同じような条件を整えておくといふことが大事だと考えておるわけでございまして、今回の法改正と見ておるわけですが、その点にウエートを置いておるということです。

○中林委員 これ以上論議はしませんけれども、先ほどからこの委員会で言われている自己資本比率四%以下のところも農協としては非常に減つてきているという御報告があつて、かなり改善はされてきていると思うんですね。今大臣が、破綻するおそれがあるから、その準備は着々と進めておかなければならぬんだと言われるほどの状況ではないというのは、経済局長の先ほどの答弁からしても言えることなのではないかというふうに私は思っています。そこを指摘して、次の質問に移りたいと思うんです。

○石原政府参考人 二つ御質問になりましたが、まず最初の質問でございます。

貯金保険機構による優先出資の引き受けが、農協の協同組合原則といいますか、協同組合性を損ねることにならないかといふ質問でございますが、我々、農協につきましては、この協同組合原則を第一に考えなければならない、あらゆることにつきまして、この原則を考えなければならないといふふうに考えておるところでございます。

今回、経営困難組合が出来まして、これと合併したり、あるいは事業譲渡を行う受け皿組合を見出すわけですが、この受け皿組合は、合併あるいは事業譲渡を示すということが往々にして見られるわけでございまして、そういうことが懸念されるところでございます。

この二つともございまして、受け皿となる組合があらわれやすい環境の整備を図るということが重要であろうかということでございまして、その環境の整備の一環といたしまして、貯金保険機

構の資金援助の一つといたしまして、優先出資法に基づく優先出資の引き受けを今回、追加することにいたします。

この優先出資の引き受けは、組合員の議決権に影響を与えないように、優先出資者には総会における議決権は与えられないということにしております。それから、組合の自己資本の増強によりまして、厳しい競争の中で組合員の相互扶助をよりよく果たせるようするためのものである、要す

るに、自己資本を増強いたしまして厳しい競争を勝ち抜けるようとする、そういうことが結果的に農協を守り、組合員の相互扶助をよりよく果たすことができる」と我々は考えておるところでございます。

こうしたことから、優先出資の引き受けを今回、追加いたしましても、決して協同組合性に反するものではなく、むしろ「一層これを充実させること」ができます。そこで、このところでもございましたが、経営困難な組合が出来ますと、その経営困難に至らしめた責任を有する役員が通常

が協同組合性を損ねることにならないかという点でござりますが、経営困難な組合が出来ますと、その経営困難に至らしめた責任を有する役員が通常

が協同組合性を損ねることにならないかという点でござりますが、経営困難な組合が出来ますと、その経営困難に至らしめた責任を有する役員が通常

が協同組合性を損ねることにならないかという点でござりますが、経営困難な組合が出来ますと、その経営困難に至らしめた責任を有する役員が通常

が協同組合性を損ねることにならないかという点でござりますが、経営困難な組合が出来ますと、その経営困難に至らしめた責任を有する役員が通常

が協同組合性を損ねることにならないかという点でござりますが、経営困難な組合が出来ますと、その経営困難に至らしめた責任を有する役員が通常

が協同組合性を損ねることにならないかという点でござりますが、経営困難な組合が出来ますと、その経営困難に至らしめた責任を有する役員が通常

が協同組合性を損ねることにならないかとい

ます。

は、理事と同様、あくまでも組合の最終の意思決定機関でございます総会の議決の拘束を受けるものであるということ、それから、公的管理人制度によりまして経営困難組合の適正な業務執行を確保し、組合の不良債権の増大、資産の劣化、こう

いうものを防止することは組合員の利益の保護によりまして経営困難組合の適正な業務執行を確

保し、組合の不良債権の増大、資産の劣化、こう

いうものを防止することは組合員の利益の保護によりまして経営困難組合の適正な業務執行を確

けれども、この点はいかがでしょうか。

○石原政府参考人 経営困難農協の農家組合員の不良債権が債権回収会社の取り立てに遭うのではないかと御指摘でございますが、貯金保険機

は農協の協同組合性を損ねるものではないと考えております。

いずれにしましても、我々、この協同組合性、協同組合原則、この問題につきましては、常に考えてこの問題にも対処してまいりたいと考えております。

○中林委員 それならば今までどおりでいいんじゃないかという感じがしないでもないんですね。

今までだつて合併はかなり促進されてきているし、だから、新たに外部から資金の導入を優先出

資という形でやる必要もないし、また、内部で破

綻農協の処理はやつてきていたわけですから、そ

ながら、適切な債権管理や経営指導を行うのがそ

の使命であり、本来の業務であるというふうに考

えておりまして、農業者の経営状況を把握し

ながら、適切な債権管理や経営指導を行なうのがそ

の使命であり、本来の業務であるというふうに考

えておりまして、農業者の経営状況を把握し

ながら、適切な債権管理や経営指導を行なうのがそ

の使命であり、本来の業務であるというふうに考

えておりまして、農業者の経営状況を把握し

ながら、適切な債権管理や経営指導を行なうのがそ

れども、この点はいかがでしょうか。

本当に今、負債額が多い農家が悲嘆に暮れている中で、債権回収会社が取り立てを無慈悲にやることのないように、よく注意をしていただきたい

ことのないように、よく注意をしていただきたい

ことになります。

そこで、農水大臣にお聞きするわけですが、農業協同組合法第一条の目的に「この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上を図り、併せて国民経済の発展を期することを目的とする。」

これが、委員も御指摘のとおり、農業者の相互扶助を目的とした組織でございます。それからまた、農業者の経営状況はよくわかっているということになります。そこで、この問題にも対処してまいりたいと考えております。

○中林委員 それなら、私は思うんですけれども、大臣の認識はいかがでしょうか。

○五沢国務大臣 農協法第一条の精神は大事なことだと思います。

農協の信用事業が農協の一部門として営まれて、信用事業にかかる種々の問題の解決に当たつても、農協法第一条を踏まえて、農業生産力の増進や農民の経済的・社会的地位の向上につながるよう留意していくことが重要であると認識をいたしております。

○中林委員 大臣からそれが重要な認識をいたしましたので、私は、それを踏まえた上で、以下いろいろ質問したいといふふうに思ふのです。農協系統金融の構造的問題として、金融機関として見た場合、資金調達機能に比べて資金運用機能の極端な弱さが挙げられております。系統金融が膨大な資金を専門に貸し込んでいた一般的な背景には、こうした構造的資金過剰と運用難という問題があつたというふうに思っています。

大臣、こういう構造的問題、資金はたくさん調達するんだけれども、運用の方が弱い、この原因はどこにあるとお考えでいらっしゃいますか。

○五沢国務大臣 農協の貯貸率が低い要因としては、一つには、農村部においては、都市部に比べて企業が少ないことなどから資金需要が少ないとおもいますが、また、農業におきましては、他産業よりも設備需要が少ないとおもいます。

こと、また、協同組織であることから員外貸し出しが制限されていること等を挙げられておりますが、私もそう思います。

○中林委員 ちょっと歴史的に振り返る必要があるのではないかというふうに私は思います。これは、「農業と経済」の九八年七月号に東京農大の日暮さんという方が指摘をしているのですが、農協は、営農指導に取り組み、銘柄产地を形成し、生産された農産物を有利に販売する。その代金が農協に振り込まれる、そして、その金が個々の生産者の口座に振り込まれ、貯金の増加を成し、生産された農産物を有利に販売する。そのため、農業投資を行なうので農業貸し出しも増加、その結果、農協に多くの貸出利息の収入が入る、このよ

うな絵にかいたような農業拡大再生産のシナリオは、昭和三十年代から四十年代にかけて多くの農村地域で見られた、それは、まず農業生産があり、次いで農産物販売、そして最後に、金融があつた、これは、農業者、農協だけではなく、国民経済にとっても、豊富な農産物の消費、農村の購買力の向上という点から見て望ましい姿であつたといふふうに言われているのですね。

大臣、この点についていかがでしようか。

○五沢国務大臣 農協の信用事業が拡大する上におきまして、農業者自身の所得が向上していくことと相まって、どちらもいい方向に進む、こういふふうに思います。

○中林委員 私は、この指摘をされていることを大臣もお認めになつておられると思うのです。

そこで、今お配りしている資料を見ていただきたいといふふうに思うのです。

農協の貯貸率と貸出金の用途別残高、それから貯金財源の源泉別内訳の推移をグラフにしたもので、及び農林公庫、その他制度資金、系統資金という種類別の農業融資残高。

これを見ていただければもう明らかのように、貯貸率低下の原因が、貯金財源における農業収入の比率の低下、貸出金でも農業資金の比率の低下にあること、これはもうきれにそういう線を描

いており、明白だと思うのです。

ちょうど昭和三十年から四十年ぐらいまでの間

は、この第一期というところですけれども、非常にいい線を描いている。

ここに、やはり日本の農政が大きく影響しているというふうに私は思うのですね。農産物の自由化は、一九六〇年代以降、

飼料穀物とか大豆、バナナ、レモンなどが完全輸入化されて、「一挙に九〇%台まで輸入が高められ、穀物自給率が急速に低下をしていきました。

それから、農業基本法のもとで、規模拡大や選択的拡大、そして構造改善というようなことで、大変政策的な方向づけがされました。

そういう中で農家の経営といいうものが大変な事態に追い込まれていくということですから、こう

いう歴然とした事実を見ていただき、大臣も、この日暮さんが言っていることは当たつてゐるといふふうに感想を述べられたわけです。自給率問題で大臣とこれまで随分議論してまいりましたけれども、農協系統のこういう融資の状況から見て

も、輸入自由化だと農業基本法農政が、本来、農業拡大再生産のシナリオを突き崩して、農協の融資のゆがみも出してきたのではないかといふふうに思ふのですけれども、いかがでしようか。

○玉沢国務大臣 正確に言えば、農家の方でも、農外収入を受け、これを農協に貯金している、

農業者は最低でも、米の手取りを六十キロ当たり一万六千円以上に見込んで経営改善計画を立てた。早期に認定を受けた農業者の多くはその価格

を前提に、認定農業者になる最大のメリットであ

る低利の「スーパー・貸付資金」を使い、離農や高齢化生まれた農地を積極的に買い増ししてき

た。大規模な稻作地帯を抱えるある町の担当者は「米価見通しの狂いから、早い時期に認定を受けて規模拡大してきた農業者ほど、計画と、現実の所得がかけ離れ、経営が厳しい傾向にある」と指摘する。この町で掲げた所得目標を達成した人は、一割にも満たない。九五年に認定を受け、三十ヘクタールにまで規模拡大してきた農業者

は、「貯金しが甘かつたといわれればそれまでだ

が、国の政策にのつた自分がはがゆい」と静かに話す。道が本年度、道内の全農業者六万三千戸

を対象に行なった「営農意向調査」でも、稻作農業者の苦悩が浮き彫りになつていて、「規模の拡大」を考

える農業者が一六%にとどまる一方、「規模の縮小」が六%、「経営の中止」は一八%にも達しました。

これが農業新聞で紹介されている例です。

この指摘をさらに裏づけるように、こういふ指

摘要も出ております。問題は農協の収益環境が厳しくなんだ、ノンバンク、不動産融資といった

が、これは資料としては二枚目のところに出してあります。

ここで、農協貯金の財源別内訳、用途別貸出金の残高と増減などについてのデータなんです。用

訳で、農業収入が減少要因で、特に米代金の収入が激減しております。これを見ていただければ

わかると思います。

三月二十三日の日本農業新聞で、北海道で米価の急落が担い手を直撃して、二〇〇〇年一月までに、認定期間を終えた九百九十九人のうち、再認定されたのはわずか三百十八人と三割にすぎない、こういう報道が出ております。

「認定が始まった一九九四年当時、道内の稻作農業者は最低でも、米の手取りを六十キロ当たり一万六千円以上に見込んで経営改善計画を立てた。早期に認定を受けた農業者の多くはその価格

を前提に、認定農業者になる最大のメリットであ

る低利の「スーパー・貸付資金」を使い、離農や高齢化生まれた農地を積極的に買い増ししてき

た。大規模な稻作地帯を抱えるある町の担当者は「米価見通しの狂いから、早い時期に認定を受けて規模拡大してきた農業者ほど、計画と、現実の所得がかけ離れ、経営が厳しい傾向にある」と指摘する。この町で掲げた所得目標を達成した人は、一割にも満たない。九五年に認定を受け、三十ヘクタールにまで規模拡大してきた農業者

は、「貯金しが甘かつたといわれればそれまでだ

が、国の政策にのつた自分がはがゆい」と静かに話す。道が本年度、道内の全農業者六万三千戸

を対象に行なった「営農意向調査」でも、稻作農業者の苦悩が浮き彫りになつていて、「規模の拡大」を考

える農業者が一六%にとどまる一方、「規模の縮小」が六%、「経営の中止」は一八%にも達しました。

これが農業新聞で紹介されている例です。

この指摘をさらに裏づけるように、こういふ指

摘要も出ております。問題は農協の収益環境が厳しくなんだ、ノンバンク、不動産融資といった

バブル含みは少ないものの、畜産農家など初期投資が回収できず苦しんでいるケースが多い、こういう指摘もあります。

これまで私は大臣に、政府の農産物輸入自由化政策、それから、価格保証の放棄と市場原理導入を抜本的に転換する必要があるということを求めていましたけれども、こういう農家の実態、米の値段が下がって、農協の貯金の中にもそういう影響が出ていることを思えば、当然やはり、私どもが指摘をしたような農政の転換が必要だというふうに、金融の面から見ても言えるのではないかと思ふんですけれども、大臣、いかがでしようか。

○玉沢国務大臣 農業の持続的な発展を図るために、他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成することが重要であると考えております。

このため、農業者自身の経営努力を基本に、経営全般にわたる支援策を総合的かつ計画的に講じていくこととし、基本法及び基本計画に即しまして、新たな経営構造対策事業の推進や、認定農業者等の意欲ある担い手に対する農地の利用集積の促進、金融措置の充実を図りますとともに、需給事情等を適切に反映した価格形成が図られるよう価格政策を見直すこととあわせて、価格変動が、育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するための経営安定対策を実施する、こうした諸施策を通じまして効率的かつ安定的な農業経営の育成を図つてまいりたい。

○中林委員 新食糧法をつくられたときに、売る自由があるんだ、魚沼コシヒカリなどのものをつくれば高く売れて收入が上がるんだと、認定農家を説教するときにも、北海道では一万六千円ぐらいでありますけれども、本土では、私の地元などでは、六十キロ当たり二万円の計算で所得の計算をして、認定農家になればこうなるんだ、こういうことを言つてきました。しかし、現実はそうならない農協の金融の中身を見れば、米の代金の収入が激減しているではありませんか。

今言われたように、いろいろな価格制度をつく

ば稻経にいたしましても、三年の平均の八割削除などということになれば、ずっと下がり続ける保証でしかあり得ない。価格対策はやっているんだとおっしゃるけれども、米をまず価格保証から外す、大豆、麦をことしの通常国会で外した。これから乳価とか糖価も外そうとされている。これでは、私は、農協の金融状態から見ても、絶対に金融状態がよくなる見通しはないということを指摘しておきたいというふうに思います。

農協金融にとつて大変示唆に富んだ指摘をしていました。これを見ると、こう言つているんですね。先ほど出た日暮という大学の先生なんですかれども、農協金融は、貸出残高全体に占める農業向け貸出残高の割合が一〇%台と低下しているので、地域金融機関としての性格が強調され、それは既存の農協から離れて地域金融機関として分離独立できるかといえば、金融業態間の競争の激しさからそれも難しい、農業と金融とのリンクによって貸し出しの規模を拡大するには無理があるけれども、農家と金融とのリンクについては展開の可能性が残されているし、そこが農協の強みでもある。金融自由化、ビッグバン時代においては、金融業態はその特性發揮の重要性が指摘されている。農協の場合、農家との強い組織的なつながりと総合兼営事業の利点もある、貯金についてはその強みを十分に發揮して、貸し出しの促進に向けてどのようにその強みを生かしていくかが大きな課題であるというふうに指摘をしております。

だから、私は、政府が本気で農政の転換を図るならば、農業収入を拡大して、農業への投資を拡大することは十分可能だ、それが農協金融の強みだ、こう指摘をされているわけです。金融危機だからといって巨額の公的資金を投人する仕組みをつくるのではなく、本来の農業振興に国民の大切な予算を使うことこそが大切だ。

そのためには、これまでも口を酸っぱくして言つておりますけれども、輸入自由化をやめ、市場

原理政策を転換して、抜本的な農産物価格保証と農家への所得補償を増していくことこそ、私は金融機関の改善に本当につながっていく道だというふうに思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○五沢国務大臣 基本計画等に基づきまして行う施策を通じまして農家の所得の向上にも相努めで、さらにはまた、今委員が御指摘をされましたように、農協金融等におきましても積極的にこれを活用して、農業がさらに進展することができるような、そういう施策を推進することが大事であると思います。

○中林委員 基本法に基づいて輸入を義務化し、価格保証を市場原理に投げ出してしまうということでは決して農家の経営はよくならない、それによって農協の金融系統の改善が図られるとは到底思えない。だからこそ、私は組合法の目的、第二条を確認させていただいたんすけれども、この目的に沿ったことを大臣に重ねて要求をして、質問を終わります。

○松岡委員長 次に、一川保夫君。

○一川委員 今回のこの法案に対するいろいろな質疑も話題が割と出尽くしたような感がございますけれども、私の方から、確認の意味も含めて農水省の方に田植えを行っている農家の方々も出てきております。

私自身は北陸、石川県の出身でございますけれども、まさしく今農繁期に入ろうとしておりまして、もう既に田植えを行っている農家の方々も出てきております。

そういう中についで、農協という組織をいろいろな面で、農家の方はもちろんございますけれども、農村地域の方々あるいは金融界の皆さん方にも、今後の農協のあり方についても相当関心を持つているのが、今日の状況ではなかろうかというふうに思っております。

農協そのものは御案内のとおりのこととございまして、農家の営農を支えていく、あわせて生活も支えていくという面の本来の趣旨がござります

し、また、こういった農協の中の信用事業というもの、農村、農業を取り巻く激しい変動の中でも、農協の正組合員を主体としていろいろと運営されてきているという面では、評価できるというふうに思いますし、今後とも組合員の皆さん方の期待にこたえて、しっかりととした対応をお願いしたいというふうに思っております。

他の金融機関に比べれば、中山間地域やいろいろな過疎地域も含めて、農協のネットワークというのは張りめぐらされておるわけでござりますして、そういう面では非常に期待感も大きいわけでございます。

今回のこの法律の改正につきまして、大臣に基本的な所見をお伺いしたいわけでございますけれども、こういった単協に関するいろいろな貯金保険に関する制度というのは、それなりに整備されてきたわけですね。今回の改正は幾つかございますけれども、最も重要なポイントというのは、信連なり農林中金といったものを貯金保険制度の対象に組み込んでいくことにあるわけでございまして、農協の信用事業の体系からすると、こういったものがトータルされてのこととございまし、従来なぜこれがなされていなかつたのかなという感じもいたすわけでございます。

現実問題、今もう、単協の組合員等から預かった貯金というのは、十一年度末で六十九兆円ぐらいはあるということですね。その六三%ぐらいが信連に預けられて、さらには、信連の四十七兆円ぐらいの貯金のうち約六割が農林中金へと上がっているといつておるというような実態でございます。

そういう全体の動きの中でセーフティーネットをかぶせていくことと、いうことでございますけれども、今回、法律改正でこの信連、農林中金を貯金保険制度の対象にしたということについて、改めて大臣の所見をお伺いしたいというふうに思います。

信連、農林中金をその対象とはしていなかつたところであります。  
しかしながら、系統信用事業全体としての信頼性の確保と金融機能の維持を図るために、信ネットを整備するといふことが必要になつてきました。それは、単協または信連が破綻したときの受け皿としてこれを活用する必要があること、また、他の金融業態と同一の競争条件を確保するため、信連、農林中金が貯金者から直接受け入れている貯金、農林中金の金融債につきましても対象とするということが必要である、こういう観点から、セーフティーネットを整備するという必要が生じてきた、こういうことでござります。

○一川委員 次に、今回のペイオフ解禁を延期するという扱いも、今はどのお話のように、他の金融機関と同等の競争条件を備えていくという趣旨が一つござります。

私は、当然そういうことも大切なことでございまして、一方では、こういった農協の信用事業そのものの、独自の信頼度をアップしていくということ、また、他の金融機関に何でも横並び、そういう自主性のないことじゃなくて、もつとしっかりとみずからを見詰め直すという中で、これから農協の信用事業関係を充実強化していくということは、非常に大事なことであるわけですからどちらも、その一環として、特に気になりますのは、検査体制というものがあると思うんですね。

このあたり、ちょっと政務次官にお伺いしたいんですけれども、信用組合関係の監督権限というのは、今回、都道府県から国へ移管されるということで、いろいろ厳しい検査をされるというふうにお聞きしております。今回一年延期した背景の中には、信用組合の検査を国が実施するのに、まだ若干時間がかかるというようなことも含めたことが一つの理由にもなつてゐるわけですね。そういうことを考えますと、では、農協の検査体制は大丈夫かねということが一方で気になるわけですけれども、そのあたりに対するお考えをおひ

とつお願いしたいと思います。

○谷津政務次官 農協、漁協につきましては、金融をめぐる情勢が大きく変化する中で、経営環境も厳しいことなどから、都道府県の農漁協に対する検査の一層の充実強化を図る必要があるのではないかと考えております。農水省といたしましても、各種研修の実施等を通じまして都道府県の検査職員の資質の向上を図りますとともに、検査項目等を盛り込んだ標準的な要領を作成する等、検査の充実強化に向けまして適切な指導を行つてまいります。

また、信用事業を行う農漁協につきましては、それぞれ平成九年及び十年から、都道府県知事の要請があれば国が都道府県と共同で検査を実施することができるようになります。農水省と

いたしましても、このような制度の活用や、国が行う検査への都道府県職員の参加を促進しながら、都道府県と密接な連携を図りながら検査の充実強化を図つてまいりたいというふうに考えておりまます。

○一川委員 その検査体制、またいろいろ御指導をよろしくお願いしたいと思つております。要するに、破綻に伴うそういういた貯金者や地域経済の混乱を最小限に食いとめていくことが、これは当然なことで、大変大事なことでござりますけれども、今回のこの改正の中でも、貯金保険機構からのいろいろな資金援助の手法が大幅に強化されていくというふうにお聞きしております。今回の改正で、受け皿となる農協が受け皿として手を挙げやすいためのいろいろな工夫が凝らされているというふうにお聞きしておりますけれども、この手法の多様化ということについての、効果も含めて、そのあたりお聞きしたいと思いま

○石原政府参考人 お答えを申し上げます。  
資金援助手法の多様化という問題でござりますが、今回の改正ではいろいろな多様化の方法を講じております。信用事業の、これまでは全部譲渡であったのを一部でもいいとか、付保貯金移転、

これは要するに保険に入った貯金だけを移転するとか、二次ロスということで損害担保とか、あるいは追加的資金援助ということで、最初に資金援助した後、情勢の変化でさらに資金援助の必要があつた場合に追加的にやる、こういう多様化の措置を講じております。

安全感といいますか、そういうものがあるのではな  
いかといふ感じがするわけですね。そのあたりのこ  
とをちょっと確認の意味でお伺いするわけで

○中須政府参考人 先生から御指摘のございました漁協の系統信用事業でございますが、当然のことながら、組合員に対する資金の供給であるとか販売代金の決済機能等を持つほか、水産制度金融においても重要な地位を占めるということで、水産政策上も大きな役割を果たしている、こういうふうに認識しております。

たた実態は、例えば平成十年度の数字で申しますと、漁協の貯金額は全体で約一兆六千億円、こういう状況でありまして、一漁協当たりの平均貯金残高は約十六億円ということで、やはり他業態に比べて大変規模が小さい、収益力も低いという

状況がござります。  
このため、金融自由化の進展という中で、漁協  
系統におきましては、信漁連に対する信用事業の  
譲渡、あるいは農協と同様でございますが合併  
を推進する、こうしたことによつて強い信用事業

金の用ま十  
を抱持するものとしている。一例として、  
という取り組みを進めております。私どもといった  
しましても、これらの取り組みを支援するとともに、  
に、最低出資金制度の導入あるいは監査体制の  
化など、信用事業を行う協議の体制整備を推進し

てしるところでござります。

でいくといふ中で組織を強化していくといふことも大変大事な課題だといふうに思つております。そのあたり、漁協の方は漁業権の管理といふ特殊事情を抱えておりますけれども、そういったことを乗り切つて、新しい時代に向けての漁協の組織強化ということをぜひ図っていただきたいと

く漁てま  
強く希望しておきたいというううに思ひます  
その合併の問題に関連しますけれども、農協の  
合併問題、これはまた以前からいろいろと言わわれ  
ている大変大事な課題でございました。我々の地  
元でも、合併は、一時期ぐつと促進されて、ちと

つと中断したような格好でございましたけれども、最近また少しづつ、そういう問題意識に燃えて合併がぼつぼつふえてきているという感じもいたしております。

こういった合併問題というのは、当然ながら、今大手の金融機関等が、予想もしなかつたような銀行同士が再編されていくという時代ですよね。こういうことを考えますと、大銀行でもそういうことに対応しているという中につけて、では農協というのは本当に大丈夫かねということが、また一方で、こういう観点から見ると、気になる部門もあるわけですね。

そうしたことを勘案した場合に、今の合併の促進といいますか、合併を促進することが組合員に当然プラスの還元がなければ何にもならないわけですから、そういう中で、農協の合併促進と大きな課題に対する取り組み状況なり、これから取り組み方針といったところを改めてお聞きしたいと思います。

○谷津政務次官 農協系統では、二〇〇〇年度、平成十三年の三月末ということとありますけれども、約五百三十農協とする合併構想の実現を推進しておりますけれども、本年の一月一日現在で実現されているのは六六%とどまっています。こうした状況の中、全中では、一月二十日の理事会で、来年三月末までに残りの合併構想についても着実に実現できるように、合併協議会を設置していない地区的解消等に積極的に取り組む方針を決定しております。

農協の合併は、農協系統みずからが目標を設定いたしまして、自主的に取り組んでいるものでありますけれども、農水省といたしましても、着実に合併構想が実現できるように、去る二月三日付で都道府県に指導を要請する通達を発したところであります。

実際に、合併構想を実現した農協が、合併メリットを出すために行っている具体的な取り組み例を示すといった措置を講じておるところでもございます。

○一川委員 ゼビソウいうことでの指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

農協の合併とあわせまして、これまた從来からの一つの課題でござりますけれども、県連と全国連との統合のいろいろな問題というのがございまして、これは以前からもこの委員会等でも話題になつてゐる事柄でござりますけれども、経済事業についてはもう既に幾つかのところでいろいろな取り組みがされているというふうに聞いております。それからまた、共済関係もそういう動きがあるというふうにお聞きしております、これは從来もいろいろな対応があつたのだと思いますけれども。

一方、信用事業については、法制度的にはそういうものが対応できるような仕組みは一応でき上がりおるわけござりますけれども、こういう農協系統の組織の二段階化ということについて、我々に漏れ伝わってくるところによると、若干いろいろな抵抗もあるのではないかというお話をありますし、いろいろな特殊事情もそれを抱えておるのだろうと思います。特に、信連なんかでの不良債権というものは、その地域地域によつていろいろな特色を有しておりますので、画一的に物事が進まないとは思います。こうした農協系統の組織の二段階化に対する取り組みというものをもっと精力的にやつていただきたいわけですけれども、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

○谷津政務次官 ただいまの先生の御指摘にお答えする前に、先ほど私、ちょっとと日にちを間違つて答弁したようあります。現在実現されているのは六六%となつておりますと申し上げたのです。が、一月一日と申し上げたようでありまして、実は四月一日の間違いでございますので、御訂正をいただきたいと思います。

農協系統につきましては、農業、農村をめぐる環境が変化する中で、事業機能と経営基盤の一層の強化を図つていかなければならないというふうに考えておりまして、組織二段階のために取り組んでいく必要があると思うんですね。

んでいるところであります。

事業ごとに見ますと、経済事業では、十年の十月に三経連、これは宮城、鳥取、島根、また、本年の四月には三経連、東京、山口、徳島が全國と統合しておりまして、十二年度末までにはさらに二十五経連が統合する予定となつております。共済事業につきましては、本年四月に四十七県の共済連が一齊に全共済連と統合したところあります。

信用事業では、九つの信連が統合に向けて農林中金との間で個別協議に入っておりますが、この中で、栃木県信連と農林中金との間では、十五年四月ごろを目途とする統合に向けて統合研究会が設置されたところであります。

農水省といたしましても、農協系統がその役割を十分に果たしていくためには、組織二段階によりますところの事業機能あるいは経営基盤の強化が重要であると考えております。このため、統合を目指している連合会につきましては、全国連との協議が円滑に進むように指導していただきたいと思つております。

○一川委員 では、最後に質問させていただきたいとおもふふうに思つております。

○谷津政務次官 ただいまの先生の御指摘にお答えする前にも、先ほど私、ちょっとと日にちを間違つて答弁したようあります。現在実現されているのは六六%となつておりますと申し上げたのです。が、一月一日と申し上げたようでありまして、実は四月一日の間違いでございますので、御訂正をいただきたいと思います。

農協系統につきましては、農業、農村をめぐる環境が変化する中で、事業機能と経営基盤の一層の強化を図つていかなければならないというふうに考えておりまして、組織二段階のために取り組んでいく必要があると思うんですね。

そういうことを考えてみた場合に、今お聞きしますと、農協自身もそういう問題意識に燃えて、全国大会でも農協の今後のあり方等についても取り組んでいきたいという意欲を示しておられるというふうにも聞いております。また、農水省の内閣でも、これから系統の改革に向けていろいろな勉強会がスタートしたというふうにも聞いておりますけれども、やはり基本的には、農協のもののが本当に組合員の期待にこたえ、また、農村地域に住む皆さん方の期待にこたえ、ひいては国民全体会の期待にこたえてしっかりと改革していくということを私はやはり忘れてはならないと思っています。

そのあたりの基本的なお考えをお聞きしたいといふふうに思つております。

○玉沢国務大臣 今委員がおっしゃられたように、農協系統の事業組織の改革は、今後、基本法に基づく農業政策の推進の觀点からも極めて重要な課題であります。この認識をいたしております。今後、農協に関する法制度の見直しも必要になる可能性があると考へております。

このため、農林水産省といたしましても、経済局長の私的検討会としまして農協系統の事業・組織に関する検討会を設置しまして、積極的にこの問題に対していく、こういう考え方でございます。

○一川委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○松岡委員長 次に、知久馬二三子君。

○知久馬委員 私は、社会民主党和市民連合の知久馬二三子でございます。

私の地元島根県とそれから島根県にまたがる国有数の汽水湖であります中海の本庄工区約千五百ヘクタールを干拓する問題について、本庄工区検討委員会の報告書が出されました。私は、この件について質問をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、きのうから、島根県の豊かな汽水域を後世に活かす市民会議の方々が、農水省、大蔵省に陳情等に上がつておられると思います。いい機会だなと思って、質問させていた

だきます。

平成九年度予算編成時の当時の与党三党合意により、二年間の調査の上、土地利用のあり方について総合評価を検討することになり、去る四月三日に本庄工区検討委員会から三論併記の報告書が出されました。残念ながら、この報告書は、当時の与党三党合意に基づく総合評価を行ったものとはなっていません。

先般、四月八日には、この報告書の住民説明会が松江市で開催されました。私もそれに参加してまいりましたが、住民の皆さんのがんばりの真摯な質問に対しても、農水省のすれ違う答弁が繰り返され、三党合意の住民への周知という点から、大きな問題を残しました。そこで、私は、報告書の性格づけについて明らかにしていただきたく、次のとおり質問させていただきます。

まず、この報告書の扱いについてでございますが、三論について、報道によりますと、部分干拓案について農水省は否定的にとらえているよう

あります。私も部分干拓案は大変問題が多い案だと思います。また、全面干拓案も、国と県合わせで五百二十億円の追加費用が必要となります。

これも大変大きな問題です。干拓事業を中止して、宍道湖・中海の特質を生かした地域産業振興を打ち出す時期に来ているのではないかと思うのでございます。

国は本当にこの三論とも実現の可能性があると認められて、その認識に立つておられるかということがあります。國の事業である以上、國が何らかの方策を先に地元に示すべきだと考えますが、農水省としては、三論について強弱をつけて、一案に絞つて島根県と協議されるのかこの点について、大臣の御答弁をお願いいたします。

〔委員長退席、松下委員長代理着席〕

○玉沢国務大臣 委員が指摘をされました本庄工区検討委員会の報告書におきましては、三案併記で出しておるわけでございます。この三案につきまして、いずれも本庄工区の利用のあり方として

それぞれの意義を有しており、担い手の確保、地方自治体の財政負担等の諸課題を解決した上で実現は可能とされておりまして、農林水産省としましては、この報告書の内容を尊重する立場であります。

今委員から、この案のうちどれか一つをもつて国結論とすべきではないか、こういう話があつたわけありますけれども、農林水産省といたしましては、あくまでもこの報告書を踏まえ、島根県と協議した上で最終的に判断をさせていただきます。

今、こう考えておるところであります。

○知久馬委員 去る四月の十四日には、鳥取県議会や米子市、境港市議会においては、干拓すると水質が悪化するし、治水に悪影響が出るので、干拓堤防の開削をしようと干拓中止を決議しております。鳥取県知事に要請することを、自民党も含めてすべての党、これは超党派で決定しているところでございます。

このことについてどのように評価されますのか。また、鳥取県知事の意見について、直接、国として知事の方から意見を聞かれるということはないでしょうか。その点について。

○渡辺政府参考人 今御指摘がありました事情については承知をいたしております。

一方、この問題、つまり、本庄工区の取り扱いにつきましては、三ヵ年間にわたって調査と検討を行つてきましたけれども、それは、そもそも平成八年三月に、島根県知事からの工事再開要請を受けて始まつたものでございます。し

たがつて、取り扱いの判断につきましても、再開要請を行われました島根県知事の御意見を聞くことが基本であるというふうに考えております。

ただ、念のため申し上げますと、平成八年の工事再開要請を受けたものでございます。

それで、県が約四割を補助する営農計画の十

アール当たり百六十四万円でございますと、個人経営で農地を六ヘクタール購入する場合に、一つの農家で約一億円の費用が必要となります。今日の農業情勢で、これだけ投資してそれが営農するの

か、具体的なスケジュールについてはいかがでしょか、お聞きします。

○渡辺政府参考人 委員会の御報告をちょうどいたしまして、四月五日に協議が開始をされたばかりでございます。先生の御質問の中にもございましたけれども、関係市町への御報告、それから

住民に対する説明も行われております。

今後、島根県との協議を進めていくことになりますけれども、その前段として、まずは、島根県において県内で十分御議論をいただきたいと考えております。判断の時期でありますが、明確に言えますけれども、その前段として、まずは、島根県において県内で十分御議論をいただきたいと考えております。判断の時期であります。しかし、協議といふものは、やはり念には念を入れてしっかりとやっていくつもりでございます。

○知久馬委員 長引けば長引くほど大変なことになると思いまして、早い時点でのような結論を出してほしいと思うでございます。

次に、農地造成についてお伺いしますけれども、中海干拓事業の一方で、これは平成七年までの十年間のデータですが、島根県では本庄工区の約三・六倍の六千百ヘクタールもの農地が減少しているという状況にございます。

農水大臣は、先般、農地確保の面で干拓が必要ということを島根県での自民党の政経パートナーで、何か話されたようですが、既存の干拓地ではキャベツを中心とする作物も計画数値を下回っています。本庄工区で干拓した農地が利用され、担い手が見つかることであります。そのため、構造改善局長の方から説明をさせていただきます。

中海干拓地が実際に農地というような状況になつた場合にはどういう形でやるかということについて、構造改善局長の方から説明をさせていただきます。

○渡辺政府参考人 県の農政、農業振興の方向と委員会での議論を御紹介することでお答えになるだらうと思います。

委員会の報告書の中で、県の農業を、稻作、園芸、畜産のいわゆるトライアングル農業ということでかなり高生産性の農業を行うことを意図しております。

それから、農政局や島根県が実施をいたしました調査結果によりますと、干陸面積千五百ヘクタール程度でありますけれども、これに対しまして倍近い営農の意欲が示されています。つまり、条件が整えばこの地域で生産性の高い農業をしたいという希望が多いわけでございますし、県としても、いろいろな指導であるとか公的な支援

疑問を持っておられます。

また、報告書では、参考意見として他用途利用についても議論の俎上にのせておられるようです。が、その理由についてお聞きしたいと思います。

○玉沢国務大臣 私が島根県で発言したことも引用されましたので、私の方からも申し上げます

が、自給率を確保し向上せしめるという上におきましては、基本的に農地が必要であるということは論をまたないと思います。

島根県におきましては六千ヘクタール、これは中山間地域を中心としてだと思ひますけれども、農地の放棄がある。したがいまして、今回の基本計画の中におきましては、中山間地域の農地が全体の四〇%を占めるということからも、耕作放棄に至らないような措置を講ずるべく、中山間地域に對する直接支払い制度、こうしたものも施策の中に盛り込んでおるわけでございます。それから、さらにまた転用される農地ということも見込んだ場合には、やはり農地を造成していくという努力は必要である、こういうふうに考えるわけでございます。

中山間地域が実際に農地というような状況になつた場合には、やはり農地を造成していくという努力は必要である、こういうふうに考えるわけでございます。

中海干拓地が実際に農地というような状況になつた場合には、やはり農地を造成していくという努力は必要である、こういうふうに考えるわけでございます。

もやりたいということになつております。

委員会の中でこの議論をいたしまして、配分予定価格を既に完成をした埠屋、安来工区の農地価格並みの十アール当たり百七十万円として計算をいたしますと、一戸当たり平均で千百万円の所得が期待できるというのがこの委員会の結論でございました。もちろん、これは農地取得にかかる償還金は控除した後の数字としての議論でございました。

それから、二つ目の御質問であります他用途利用の問題であります。もちろん、これは農地取得にかかる償還金は控除した後の数字としての議論でございました。

結論としては、報告書の中で、他用途利用を行う事業者との共同事業としての具体化が前提となり、共同事業者を特定できない現状では、本委員会の検討対象とすることは困難ということで、具体的な内容には及ばなかったものでございます。

〔松下委員長代理退席、委員長着席〕

○知久鳥委員 ただいま大臣の意欲のほども聞きまましたし、今の説明も聞きましたけれども、本当に百七十万借金して、今の話の中では千百万円の収入があるというような、実際にそういうことができるかということを住民の方からの声として聞かれたのだろうかなという思いがしてなりません。

中には、きょう、ちょっとお聞きした中海・宍道湖を守る国会議員の方からだつたのですけれども、団体の方が言つておられました。美保関町では減反二十一ヘクタールというのがあつた三ヘクタールもあるんだというようなことで、これだけ農業離れがしている現状を見て、本当に上がつておられるようです。水質保全の立場から、本庄工区の堤防開削という意見をどう考えておられましたのでしょうか。また、堤防開削と中浦水門の操

作を組み合わせたシミュレーションでは、中海の貧酸素水塊が移動して水質改善がされるという結果が出ているのですが、これについてはどうでしょうか。

この面が、わからないと思いますけれども、これが中海なんですねども、ことここことこの水門をあけさえすれば、中海も宍道湖も大変きれいな水になるということが言われているわけなんですね。その辺についてお伺いします。

○渡辺政府参考人 二つございましたので、まず堤防開削の問題からお答えをいたします。

本庄工区検討委員会では、ケースを二つ設けまして、一つは堤防開削をして本庄工区を水質利用する場合、それから二つ目には開削をしないで農業をする場合、この二つのケースについて水質の予測結果を出しましてこれを議論したわけでござります。その結果、堤防開削の有無は、本庄工区以外の宍道湖・中海の水質にほとんど影響を与えないということがこの委員会の結論でございました。

ただ、いざれにいたしましても、この本庄工区の取り扱いにつきましては、島根県の意見をお聞きしているところございまして、その中で堤防の取り扱いについても総合的に判断をしていくということにならうかと思います。

それから、本庄工区の堤防開削と中浦水門の操作を伴う水質シミュレーション、これによる水質改善の効果なんですが、確かに、この水質予測結果では、本庄工区を含む中海全体の貧酸素水対策については一定の効果があるという結果が得られています。また、この検討委員会の報告書では、「中浦水門の操作は、漁業や生態系に及ぼす影響の把握、費用負担を含めた維持管理上の課題、関係機関との調整等広範な課題を抱えていることを十分認識しておりますが、一方で中海全体の塩分濃度が下層で均一化をする傾向が見られたわけでございましておりますが、確かに、この水質予測結果においては、想定した質疑時間を超えて質問については、大変評価を低くしておられました。再度説明会を開き住民の声を聞くべきだと考えますが、この点についてはいかがでしようか。

○渡辺政府参考人 今回の説明会は、二年間の調査結果と、委員会報告の内容を直接、住民の方々に周知するため開催をいたしました。

先生のお話の中にありましたように、一部の説明会において、想定した質疑時間を超えて質問が寄せられましたために、説明会の時間を延長いたしました。

なお、再度の住民説明会ということでございませんけれども、市町それから県において説明会の要望を集約していただければ、私どもは説明会に出向くことはやぶさかではございません。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

が、塩分濃度が下層で均一化をいたしますので、宍道湖・中海の生態系に影響を与えるおそれがあると考えられます。その取り扱いにつきましては、慎重を期する必要があると考えます。

○知久鳥委員 これも、十九年前に堤防ができたそうです。年を追うごとに、宍道湖等に住んでいます。そういうようなことの中、しっかりとその辺は調査をしながら、私はやはりもとの環境に戻すという現状があるんです。やはりそれは本当に水質が汚染しておるということだらうと思いまがいたしております。

次に、住民の説明会についてお伺いしたいと思います。

まず、冒頭にも触れましたけれども、先般行なった説明会では、形を整え意見を聞くだけのものであつたと思うのです。三党合意をしておりました当時の判断も含めて、幅広く住民に周知するという趣旨には外れていたと思うのです。そのときの質問時間も少なく、住民の皆さんは本当に大変評価を低くしておられました。再度説明会を開き住民の声を聞くべきだと考えますが、この点についてはいかがでしようか。

○渡辺政府参考人 今回の説明会は、二年間の調査結果と、委員会報告の内容を直接、住民の方々に周知するため開催をいたしました。

先生のお話の中にありましたように、一部の説明会において、想定した質疑時間を超えて質問

が、塩分濃度が下層で均一化をいたしますので、推進する立場となれば、やはりそのような条件のいい方に向けておられることがありますので、本当に直接に市民の声を聞かれる機会をつくってほしいということを希望しておきます。

次に、干拓事業と治水事業の整合性についてお伺いしたいと思います。鳥取県民や松江市民の皆さんは、治水の面でも大変心配しておられます。そこで、なかなか水

も引かないという状況があります。そういうことで、松江市とか島根県の特産でありますキヤベツ等にしましても、みんな冠水している状態であることを言つておられます。それで、なかなか水上げをしても治水問題の解決にはならないというふうなこともお伺いしておるので、本当にこういうことがありますので、幾ら護岸のかさ上げをしても治水問題の解決にはならないというふうなことを言つておられます。地元住民は、干拓事業の影響、干拓堤防が原因ではないかということでおられることが多いです。

既に干拓された埠屋工区でも、今お見せしましたように、少しの雨でも本当に冠水しているという状況でございます。先がたも言いましたように、キャベツ等も根腐れして、特に今ビニールハウス等はそういうことで根腐れしておる状況でございます。排水ポンプ等を使って、塩分を排出するため、たびたび故障しておりますけれども、地元負担、受益者負担も莫大なものになつてきているということです。

治水は、建設省の管轄で、現在斐伊川、神戸川治水計画が進められていますけれども、大橋川の拡幅を含めて、住民の理解を得るようになつています。

治水は、建設省の管轄で、現在斐伊川、神戸川治水計画が進められていますけれども、大橋川の拡幅を含めて、住民の理解を得るようになつています。しかし、これがでしようか。干拓事業と治水事業の整合性がとれていないのではないかと思われます。いま一度調査の必要があるのではないかと思いませんけれども、その点についてお願いします。



我が国酪農及びその関連事業につきましては、牛乳・乳製品の安定供給の基盤をなすものとして、また、地域の経済社会を支える基幹産業として重要な役割を有していることにかんがみ、これまで、いわゆる不足払い方式により加工原料乳に係る生産者補給金を交付する等の措置を講ずることにより、これらの健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善を図ってきたところであります。

しかしながら、この仕組みは、市場評価にかかる乳製品の生産、販売努力が促進されにくいものとなつております。わざと加工原料乳について一定水準の手取りが確保されるものであることから、生産者及び生産者団体の生産、販売努力が促進されることを通じて、我が国酪農及びその関連産業のさらなる発展を確保するため、市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう生産者補給金制度を見直すこととし、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、生産者補給金について、生産費の水準である保証価格と乳業者が支払い可能な水準である基準取引価格との差額を不足払いする方式を改め、前年度に定める一定の単価により生産者補給金を交付する方式とすることとしております。なお、生産者補給金の交付は価格低落が生乳の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金制度の対象とされることとしております。

第二に、不足払い方式の見直しに伴う行政価格の廃止とあわせて、農畜産業振興事業団による国内産の指定乳製品の買い入れ及び農林水産大臣または都道府県知事による加工原料乳の取引に係る勧告を廃止するとともに、農畜産業振興事業団による外国産乳製品の輸入及び売却渡しについて所要の規定の整備を行うこととしております。

価格調整に関する法律とすることとしております。

第二に、国内産糖の原料であるてん菜及びサトウキビについては、最低生産者価格制度を維持し、その算定は、甘味資源作物の生産費その他の生産条件、砂糖の需給事情等を参考し、再生産を確保することを旨として定めることとしております。

第三に、国内産糖については、市場原理の活用を図りつつ、農畜産業振興事業団の買い入れ及び売り戻しの方式を廃止し、交付金を交付する方式に改めることとしております。

第四に、砂糖の生産の合理化と砂糖の需要の拡大を緊急に図るため、輸入に係る指定糖等の売り戻しの価格の特例措置を三年間に限り講ずるとともに、農畜産業振興事業団に、当分の間、糖価安定資金を引き継ぐ砂糖生産振興資金を設置し、これを財源として、当該売り戻し価格の特例措置を含め、砂糖等の生産の振興に資するための措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いたさりますようお願い申し上げます。

続きまして、食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

食品産業は、国民生活に不可欠な食品を消費者に安定的に供給するという重要な役割を果たしており、肥料・農業・農村基本法においても、その健全な発展を図るために、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化等の施策を講ずることとされているところであります。

このため、食品産業と農林漁業との連携の強化、卸売市場の活性化及び食品産業の技術開発力を強化を図るために、施設を講ずることとし、今回この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、糖価の低下を図る上で制約となつておらず、安定上下限価格制度を廃止し、これに伴い、法律の目的の規定を改めるとともに、題名を砂糖の

説明申し上げます。

第一に、食品生産販売提携事業の拡充であります。

現行の食品生産販売提携事業を拡充し、原材料である農林水産物を含む食品の生産から製造までは加工に至る一連の流通行程を改善するため、食品製造業者等と農林漁業者等との間の連携の推進及びそのため必要な農林漁業施設の整備等の措置を追加するものであります。

第二に、卸売市場機能高度化事業の拡充であります。

現行の卸売市場の開設者が、他の卸売市場と連携して卸売市場の活性化を図る事業を追加するものであります。

第三に、新技術研究開発事業の創設であります。

食品製造業者等、食品製造事業協同組合等または農業協同組合等が、食品の流通の円滑化等に資する新技術の研究開発を実施する事業を新技術研究開発事業として創設するものであります。

第四に、構造改善事業の実施に対する支援措置であります。

構造改善事業の実施に当たり、農林漁業金融公庫から長期かつ低利の資金の貸し付けを行うとともに、食品の流通の円滑化等に資する新技術の研究開発を実施するに当たつての税制の特例措置を講ずるものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いたさりますようお願い申し上げます。

続きまして、漁港法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いたさりますようお願い申し上げます。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いたさりますようお願い申し上げます。

この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、糖価の低下を図る上で制約となつておらず、安定上下限価格制度を廃止し、これに伴い、法律の目的の規定を改めるとともに、題名を砂糖の

つ、地方公共団体による主体的かつ効率的な漁港の整備及び維持管理を可能とすることが地方分権の推進を図る観点から重要なこととなってきたおりま

す。このため、平成十年五月の地方分権推進計画においても、漁港法における国と地方公共団体との役割分担の方針について、「国民への水産物の安定供給、水産資源の適正管理等の観点にも留意し、抜本的に見直す」とされたところであります。

また、近年の海洋性レクリエーションの普及に伴い、漁港におけるプレジャーボート等の無秩序な放置等が全国的に増加する等、漁港の適正な維持管理を図る観点からの問題が生じているところであります。

これらの状況に適切に対処するため、地方分権の推進を図る観点からは、漁港の指定権限の一部を市町村長及び都道府県知事へ移譲する等の措置を講ずるほか、漁港の適正な維持管理を図る観点からは、漁港の区域内における船舶等の放置等を規制するとともに、放置された船舶等の所有者等を確認できない場合であつても当該船舶等の処分を行うことができる制度を設けることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、これまですべての漁港について農林水産大臣が指定しておりましたが、今後は、第一種漁港については市町村長が、第二種漁港については都道府県知事が、その区域について農林水産大臣の認可を受けて指定することとし、第三種漁港及び第四種漁港については、引き続き農林水産大臣が指定することを原則としておりま

す。第二に、漁港の区域のうち漁港管理者が指定した区域内において、みだりに船舶等を放置すること等を禁止するほか、漁港管理者が放置された船舶等の除却命令等を命ぜべき者を確知できない場合であつても、当該措置を漁港管理者みずからが

行うことができるようとする等の手続を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○松岡委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散会

#### 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

#### 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)の一部を次のように改正す

る。

目次中「第四章 指定乳製品等の輸入(第十三

条一第十四条の五)、第五章 指定乳製品等の買入れ等(第十五条一第十九条)」を「第四章 指定乳製品等の輸入等(第十三条一第十九条)」に、「第六章」を「第五章」に、「第七章」を「第六章」に改める。

第一条中「及び輸入乳製品の調整に関する業務並びにこれらの業務と関連して乳製品の買入れ、売渡し等の業務を、輸入乳製品の調整等に関する業務」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第三条第一項第二号の二を削り、同項第三号を

次のように改める。

三 前号の業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し

第三条第一項中第五号を第六号とし、第四号の

次に次の一号を加える。

五 事業團以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

第三条第二項中「第三号まで」の下に「及び第五

号」を加え、「第五章」を「第四章」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項第二号中「買入れ」及び「輸入を目的とする」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第五条中「都道府県知事」の下に「又は農林水産大臣」を加え、「行なう」を「行う」に、「都道府県の区域内」を次条第一項に規定する地域内に改め、「生産されるもの」の下に「あつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するものの積立てに要する費用を生乳の生産者がこの条の規定による指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定生乳生産者団体」という)に支払う旨の定めがある契約(第十一条第一項において「生産者積立金契約」という)に係るもの」を加える。

第六条第一項を次のように改める。

前条の指定は、一又は二以上の都道府県の区域(その区域の自然的経済的条件に照らして、これにより難いと認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域。第四項及び次条第三号において同じ。)を単位とする地域ごとに、その指定を受けようとする生乳生産者団体の申請により、その申請に係る地域が一の都道府県の区域を超えない生乳生産者団体については当該都道府県知事が、その他の生乳生産者団体については農林水産大臣が行う。

第六条第二項中「生乳受託販売」の下に「の事業及び生産者補給金の交付の業務を、当該都道府県知事の下に「又は農林水産大臣」を加え、同条

に次の二号を加える。

二 農林水産大臣は、第五条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第九条第一項中「第五条の指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定生乳生産者団体」という)」を「指定生乳生産者団体」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は農林水産大臣」を加える。

第十条第一項中「都道府県知事」の下に「又は農林水産大臣」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第七条第一号から第四号」を「第七条第二号から第六号」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は農林水産大臣」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号を加

条第一号を次のように改める。

一 生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

第七条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「約定の方法」の下に「生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「当該区域内生産生乳」を「当該地域内生産生乳」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の

次に次の二号を加える。

二 その申請に係る地域内で生産される生乳(以下「当該地域内生産生乳」という)の販売数量に対し申請者の生乳受託販売に係る当該地域内生産生乳の数量が農林水産省令で定められた生乳生産者団体(以下「当該地内生産生乳」という)に支払う旨の定めがある契約(第十一条第一項において「生産者積立金契約」という)に係るもの」を加える。

三 その申請に係る地域が二以上の都道府県の区域の場合にあつては、当該地域内のそれぞれの区域内で生産される生乳の販売数量に対し申請者の生乳受託販売に係るそれぞの区域で定める相当の割合を占めており、又は占めることとなる見込みが確實であること。

四 第八条に次の二号を加える。

2 農林水産大臣は、第五条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第九条第一項中「第五条の指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定生乳生産者団体」という)」を「指定生乳生産者団体」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は農林水産大臣」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号を加

同項第三号とし、同項第一号中「を行なつた」を「又は生産者補給金の交付の業務を行つた」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第七条第一号の要件に適合しなくなつたとき。

第十一條第一項中「第一号の保証価格から第二号の基準取引価格を控除した金額」を次項の規定により定められる生産者補給金の単価(以下「補給金単価」という。)、「行なつた」を「行なつた」に、「他の都道府県の区域内」を当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以外の地域に、「行なう」を「行う」に、「除く」を「除き、生産者積立金契約を締結した生産者の生産に係るものに限る」に改め、「都道府県知事」の下に「又は農林水産大臣」を加え、「こえる」を「超える」に改め、各号を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「保証価格及び第一項の農林水産大臣が定める数量(以下「補給金単価及び第一項の農林水産大臣が定める数量」を「補給金単価」といふ。)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 補給金単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

第十一條第五項中「保証価格、基準取引価格、第一項の農林水産大臣が定める数量及び安定指標価格(以下「保証価格等」という。)」を「補給金単価等」に改め、同条第六項から第九項までの規定中「保証価格等」を「補給金単価等」に改める。

「第四章 指定乳製品等の輸入」を「第四章 指定乳製品等の輸入等」に改める。

第十三條第二項中「安定指標価格を超えて」を「著しく」に改める。

第五章 指定乳製品等の買入れ等」を削る。

第十五條を削り、第十四条の五を第十五条とする。

第十六条第一号を次のように改める。

一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合であつて、農林水産大臣の承認を受けたとき。

第十八条の見出しを「充渡しをしない場合」に改め、同条中「第十五条第一項の規定による買入され又は」を削り、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とする。

「第六章 雜則」を「第五章 雜則」に改める。

第二十條第一項中「第四条」を「から第五条まで」に改め、同条第二項中「安定指標価格及び基準取引価格が定められている場合には、法第五条第一項中「安定基準価格に達しない」とあるのは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法」という。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 加工原料乳の価格(以下「加工原料乳の価格」といふ。)に達しない」と「原料乳」とあるのは暫定措置法第二条第一項に規定する加工原料乳以下「加工原料乳」という。)と、「安定基準価格に達する」とあるのは「基準取引価格に達する」とを、補給金単価が定められている場合には「加工原料乳の価格」を「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法」という。)」に改め、同項を同条第一項に規定する加工原料乳(以下「加工原料乳」という。)の価格」に改める。

第二十条の二第二項中「第一号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号」を「第五号まで」に改め、「同項第一号中「同条第三項第一号の業務」とあるのは、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第三条第一項に規定する業務であつて同項第二号の業務に係る指定乳製品等以外の指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらとの業務に附帯する業務を含む。)」とを削る。

第二十条の三及び第二十一条第二項中「第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号」を「第五号まで」に改める。

第二十三条の二中「第六条第一項」の下に「指定を行う事務に係る部分に限る。」を加え、「第八条」を「第八条第一項」に、「第二十二条第一項」を「前条第一項」に改める。

第七章 調則」を「第六章 調則」に改める。

第二十四条第一項中「前条第一項」を「第二十三條第一項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十一條第六項の改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)第六条第一項の生乳生産者団体は、この法律の施行前においても、改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「新法」という。)第六条第一項から第三項までの規定の例により、指定の申請をすることができる。

2 前項の規定により指定の申請があつた場合における当該生乳生産者団体の指定については、新法第五条、第六条第一項及び第四項、第七条並びに第八条の規定の例によるものとする。この場合において、新法第五条の規定の例により指定を受けたときは、この法律の施行の日において同条の規定により指定を受けたものとみなす。

#### 理 由

需要の動向に応じた加工原料乳の生産の確保を図るために、加工原料乳に係る生産者補給金について、生乳の生産者の所得に加工原料乳の販売価格が適確に反映されるようその金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、生乳の生産事情及び流通事情の変化にかんがみ、農林水産大臣が都道府県の区域を超える生乳生産者団体の指定を行なうことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

では、なお従前の例による。

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)の一部を次のように改正する。

別表第一 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)の項中「第六条第一項」の下に「指定を行う事務に係る部分に限る。」を加え、「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第六条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改定)

第六条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改める。

第七条 第二十二条第一項中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

第二条 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)第六条第一項の生乳生産者団体は、この法律の施行前においても、改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「新法」という。)第六条第一項から第三項までの規定の例により、指定の申請をすることができる。

2 前項の規定により指定の申請があつた場合における当該生乳生産者団体の指定については、新法第五条、第六条第一項及び第四項、第七条並びに第八条の規定の例によるものとする。この場合において、新法第五条の規定の例により指定を受けたときは、この法律の施行の日において同条の規定により指定を受けたものとみなす。

#### 理 由

需要の動向に応じた加工原料乳の生産の確保を図るために、加工原料乳に係る生産者補給金について、生乳の生産者の所得に加工原料乳の販売価格が適確に反映されるようその金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、生乳の生産事情及び流通事情の変化にかんがみ、農林水産大臣が都道府県の区域を超える生乳生産者団体の指定を行なうことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

では、なお従前の例による。

振興事業團法の一部を改正する法律案  
砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業團法の一部を改正する法律案  
(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)  
第一条 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。



属する砂糖年度に係る第十五条第一項の異  
性化糖調整率を乗じて得た額

第十一条第四項中「第三条第六項」を「第三条第五項」に、「第一項第一号イの農林水産大臣の定める率」を「指定糖調整率」に、「第七条第二項」を「第六条第二項」に、「同号イ」を「第一項第一号ハ」に、「第十八条の二第一項」を「第十一条第一項」

第一項に、「第十八条の第三項」を「第十二条第一項」に、「第十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

**第二十二条から第二十九条まで及び第四章の  
章名を削る。**

第三十二条の前の見出しを削り 同条第一項中「第十一条第一項」を「第九条第一項第一号」に、第二十四条第一項又は前条第一項の規定によ

「国内産糖」は国内産ぶどう糖の売戻しの価格が「前条第二項の規定により国内産糖についての交付金の単価が」に、「及び国内産ぶどう糖

の買入れ及び売戻し」を「二つの交付金の交付」に、「第三十二条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十二条とし、同条の前に見出しとして「輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例」を付する。

第三十一条第一項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「第十条第一項第一号」を「第九条第一項」に、「同号」を「同項」に、「並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の事業団の売戻しの価格」を「及び交付金の単価」に改め、同条を第二十三条とする。

第三十二条第一項中「第十八条の第二項」を「第十一項」に、「第十八条の五第一項」を「第十四条第一項」に、「第三十条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第十八条の六第一項」を「第十五条第一項」に改め、同項第一号中「前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して」を「政令で定めるところにより異性化

第三十三条の前の見出しを削り、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「(報告及び検査)」を付する。

第三十四条第一項中、「ぶどう糖製造事業者」を削り、「砂糖」、「ぶどう糖」を「砂糖」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十五条中「第十八条の七」を「第十七条」に改め、第五章中同条を第二十七条とする。

第三十六条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第十八条の八第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第二号中「第三十三条规定若しくは第三十四条第一項」を「第二十五条若しくは第二十六条第一項」に改め、同条を第二十八条とし、第三十七条を第二十九条とする。

第五章を第六章とする。

第二十条を削る。

第二十一条第一項中「農業パリティ指數に基づき算出される価格を基準とし」、「甘味資源作物の生産費その他の生産条件、砂糖の需給事情及び」に改め、同条第二項中「最低生産者価格は」の下に、「毎年」を加え、「毎年一月一日」を「翌年一月一日」に、「毎年十月一日から翌年」を「翌年十月一日から翌々年」に改め、「それは種又は収穫が開始される時期を基準として」を削り、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

(交付金の金額)

内産糖の種類に応じて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を基準として、農林水産大臣が定める。

一 その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置法第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参考して算出される額

二 政令で定めるところにより、平均輸入價格又は輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる事業団の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参考して算出される額

3 交付金の単価は、砂糖年度ごとに、国内産糖の製造が開始される時期を基準として、政令で定める期日までに告示しなければならない。

4 前条第三項の規定は、交付金の単価について準用する。

第五章 総則

第十九条を次のように改める。

(交付金の交付)

第十九条 事業団は、政令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者(甘味資源特別措置法第十八条第一項に規定する地域内国内産糖製造事業者をいう。以下同じ。)に対し、その製造する国内産糖(同法第四条第一項に規定する生産振興地域の区域内において生産された甘味資源作物で最低生産者価格(てん菜及びさとうきび)ごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。)を下らない価格でその生産者から買入を入れられたも

のを原料として、同法第十五条第一項に規定する地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林水産省令で定める種類、規格及び生産年のものに限る。第二十一條第一項において同じ。)につき、交付金を交付するものとする。

「第三章 国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に関する措置」を「第四章 国内産糖についての交付金の交付」に改める。

第十八条の二第一項ただし書中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第十条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同条第六項中「第七条第二項」を「第六条第二項」に、「第十条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に、「第十八条の二第一項ただし書」を「第十二条第一項ただし書」に、「第七条第一項」を「第六条第一項第一項」に改め、同条第十一項に改め、同条第十二項中「第十八条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第十八条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第十三項に改め、第二章の二中同条を第十一條とする。

第十八条の三第二項中「第七条第二項」を「第六条第二項」に、「第十八条の三第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第十二項とする。

第十八条の四第一項中「第十八条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第十二項中「第十八条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、「第十八条の二第二項」を「第十二条第一項」に改め、同条第十三項に改め、第二章の二中同条を第十三条とする。

第十八条の五第一項中「第十八条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第十二項中「第十九条第一項」を「第八条第二項」に改め、「又は第十六条第一項」を削り、「第十八条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第十二項に改め、「第十二条第一項」に改め、同条第十四項とする。

第十八条の六第一項第一号中「農林水産大臣の定める率」の下に「(以下この条において「異性化糖調整率」という。)」を加え、同項第二号中「前号の率」を「異性化糖調整率」に改め、同項第三号中「第一号の率」を「異性化糖調整率」に、「第十八条の四第二項第二号口」を「第十三条第二項第二号口」に改め、同条第二項第三号口中

「第十八条の四第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条第三項中「第一項第一号の農林水産大臣の定める率」を「異性化糖調整率」に、「第十一条第二項に規定する国内産糖及び国内産ぶどう糖の推定總製造数量」を「第九条第二項第一号に掲げる数量」に、「同項に規定する輸入に係る砂糖並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の推定總供給数量」を「同項第二号に掲げる数量」に改め、同条第四項中「第三条第六項」を「第三条第五項」に、「第一項第一号の農林水産大臣の定める率」を「異性化糖調整率」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条の六の二中「第十八条の二第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条の七中「第十八条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十八条の八第一項中「第十八条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第二章の二を第三章とする。

附則第一条から第五条までを次のように改める。

(特定期間における輸入に係る指定糖の売戻しの価格の特例)

第二条 平成十二年十月一日から平成十五年九月三十日までの間(以下「特定期間」という。)に輸入申告をする指定糖(政令で定める種類の砂糖に限る)についての第九条第一項第一号の規定の適用については、当該指定糖調整率を乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額」とあるのは、「砂糖の生産の合理化を緊急に図ることができると見込まれる額として農林水産大臣が定める額(粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)と次のハに掲げる額との合計額(その合計額が当該指定糖調整率を

乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額」とする。

第二十三条第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める額について準用する。

(特定期間における異性化糖標準価格の特例)

第三条 特定期間ににおける第十二条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格」とあるのは、「輸入に係る粗糖についての第九条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格」とあるのは、附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される同号に規定する事業団の売戻しの価格」とする。

(特定期間における交付金の単価の特例)

第四条 特定期間ににおける第二十二条第二項の規定の適用については、同項第二号中「輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる事業団の売戻しの価格」とあるのは、「輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる指定糖に係る附則第二条第一項第一号の規定により定められる事業団の売戻しの価格」である。

(特定期間における輸入に係る粗糖及び異性化糖等の売戻しの価格の特例)

第五条 特定期間ににおける第二十二条第一項の規定の適用については、同項の規定により読み替えて適用される同号の規定により定められる事業団の売戻しの価格」とする。

(特定期間における輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の加算措置の特例)

第六条 特定期間ににおける第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる事業団の売戻しの価格」とあるのは、「輸入に係る粗糖につき第九条第一項第一号の規定により定められる事業団の売戻しの価格」とあるのは、

り読み替えて適用される同号の規定により定められる事業団の売戻しの価格」とする。

2 第二十三条第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第九条第一項第一号に規定する指定糖についての第二十条第一項の規定にかかるわらず、同項第五号中「砂糖類」を「砂糖」に改め、「並びに同条第二項第二号の業務」を削る。

第三十一条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「同条第二項第一号」を「同条第二項」に改め、同項第五号中「砂糖類」を「砂糖」に改め、「並びに同条第二項第二号の業務」を削る。

第三十七条第二項中「砂糖の価格安定等に関する法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの対価の差額(国内産糖又は国内産ぶどう糖について同法第二十四条読み替えて適用される第九条第一項の規定によりかかるわらず、附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第九条第一項)」とする。

(農畜産業振興事業団法の一部改正)

第二条 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び砂糖を削り、「行うとともに」の下に「砂糖の価格調整に必要な業務を行うほか」を加える。

第二十八条第一項第五号中「砂糖の価格安定等に関する法律」を「砂糖の価格調整に関する法律」に改め、同号中「異性化糖等」の下に「(砂糖の価格調整に関する法律第十一条第二項に規定する異性化糖等をいう。)」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ 国内産糖についての交付金の交付を行ふこと。

第二十八条第一項第六号中「砂糖類(甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)第二条第四項に規定する砂糖類をいう。以下同じ。)」を「砂糖」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、第三十九条第一項に規定する蚕糸業振興資金を財源として、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

第二十八条第四項中「第二項各号」を「第二項」に改める。

第三十一条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「同条第二項第一号」を「同条第二項」に改め、同項第五号中「砂糖類」を「砂糖」に改め、「並びに同条第二項第二号の業務」を削る。

第三十七条第二項中「砂糖の価格安定等に関する法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの対価の差額(国内産糖又は国内産ぶどう糖について同法第二十四条読み替えて適用される第九条第一項の規定によりかかるわらず、附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される第九条第一項)」とする。

(業務の特例)

第四十条 削除

第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「砂糖の価格安定等に関する法律」を「砂糖の価格調整に関する法律」に改める。

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第九号を削り、同条中第十号を第九号とし、第一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第十条から第十二条までを削り、附則第十四条に規定する法律」を「砂糖の価格調整に関する法律」に改める。

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第九号を削り、同条中第十号を第九号とし、第一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一條 事業団は、当分の間、第二十八条第一項から第三項までに規定する業務のほか、附則第十三条第一項に規定する砂糖生産振興資金を財源として、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るた

めの事業その他砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 事業団は、前項の業務を行おうとするときは農林水産大臣の認可を受けなければならぬ。

3 第五十条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

4 第一項の規定により事業団の業務が行われる場合には、第三十一条第一項第五号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第十一条第一項の業務と、第五十三条第六号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで及び附則第十一条第一項」とする。

附則第十四条を附則第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(砂糖生産振興資金)

第十三条 事業団は、当分の間、附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用される第三十一条第五号の業務に係る勘定に、砂糖生産振興資金を置くものとする。

2 事業団は、砂糖生産振興資金に係る経理については、附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用される第二十一条第一項第五号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 砂糖生産振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、砂糖生産振興資金に充てるものとする。

4 砂糖生産振興資金は、第四十一条の規定により運用する場合のほか、次に掲げる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

一 附則第十二条第一項の業務に必要な経費に充てる場合

二 前項の規定により砂糖生産振興資金に充

てるものとされた収入のうち前事業年度の収入の額に相当する額の範囲内において、

第二十八条第一項第六号の業務、砂糖及びその原料作物に係るものに限る。」及びこれに附帯する業務に必要な経費に充てる場合

これを告示しなければならない。

2 前項の規定により定められた国内産糖合理化目標価格は、新法第三条第一項の規定により定められたものとみなす。

(指定糖調整率に関する経過措置)

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、新法第九条第二項の規定の例により、平成十二年九月度に係る同条第一項第一号の指定糖調整率を定め、遅滞なく、これを告示しなければならない。

2 前項の規定により定められた指定糖調整率は、新法第九条第二項の規定により定められたものとみなす。

(砂糖の価格調整に係る指定糖調整率)

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、新法第二十二条第一項の規定により定められた

砂糖生産振興資金は、第四十一条及び前項の規定により運用し、又は使用する場合のほか、平成十二年十月一日から平成十五年九月三十日までの間、第二十八条第一項第五号ハの業務に必要な経費のうち、砂糖の価格調整に関する法律附則第二条から第五条までの規定に基づく措置の実施に伴い必要となる経費として政令で定めるものに充てる場合に運用し、又は使用することができる。

6 前二項の規定に違反して砂糖生産振興資金を運用し、又は使用した事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(特定期間における交付金の金額の特例)

第十四条 平成十二年十月一日から平成十五年九月三十日までの間における第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「同法第二十一条第二項第二号に掲げる額」と、「同号に掲げる額」とあるのは「同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同号に掲げる額」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条まで及び附則第八条から第十条までの規定は、公布の日から施行する。

(国内産糖合理化目標価格に関する経過措置)

第五条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、新法第十五条第三項の規定の例により、平成十二年九月度に係る同条第一項第一号の異性化糖調整率を定め、遅滞なく、これを告示しなければならない。

2 前項の規定により定められた額は、新法第九条第三項の規定により定められたものとみなす。

(異性化糖調整率に関する経過措置)

第五条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、新法第十五条第三項の規定の例により、平成十二年九月度に係る同条第一項第一号の異性化糖調整率を定め、遅滞なく、これを告示しなければならない。

2 前項の規定により定められた異性化糖調整率は、新法第十五条第三項の規定により定められたものとみなす。

(最低生産者価格に関する経過措置)

第六条 新法第二十条第二項の規定は、平成十三年一月一日以後には種されるてん菜又は同年十一月一日以後に収穫されるさとうきびについて適

用するものとし、同年一月一日以前には種されてもん菜又は同年十月一日前に収穫されるさとう

きびについては、なお従前の例による。  
(輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売戻しの価格の加算措置に関する経過措置)



第四条第一項中「食品販売業者」を「食品製造業者等」に、「食品販売事業協同組合等」を「食品製造事業協同組合等」に、「食品生産販売提携事業」を「食品生産製造等提携事業」に改め、同条第六項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項に次の一号を加える。

四 食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が新技術研究開発事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

第四条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。  
5 食品製造業者等、食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等は、その行う事業(食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等にあっては、その構成員の行う事業を含む。)について新技術研究開発事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

第五条第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第六条第一項中「昭和二十七年法律第三百五十五号」を削り、同項第一号中「食品生産販売提携事業」を「食品販売業者、食品販売事業協同組合等、食品製造事業者等、食品製造事業協同組合等」に改める。

第七条に次の三項を加える。

2 第四条第五項の認定を受けた食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等(以下「認定事業協同組合等」という。)が、認定計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該認定計画で定める試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところによると、当該負担金について特別償却を行うこ

とができる。

3 認定事業協同組合等が、認定計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し、当該

認定計画で定める試験研究のための費用に充て

るための負担金を賦課した場合において、その

構成員が当該負担金を納付したときは、租税特

別措置法で定めるところにより、当該負担金に

ついて試験研究費の額が増加した場合等の課税

の特例の適用があるものとする。

4 認定事業協同組合等が、認定計画で定める賦

課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した

負担金の全部又は一部をもって、当該認定計画

で定める試験研究の用に直接供する固定資産を

取得し、又は製作したときは、租税特別措置法

で定めるところにより、所得の金額の計算につ

いて特別の措置を講ずる。

第十二条第七号中「食品販売業者」を「食品製造業者等」に改める。

#### 附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のよう改正する。

第十八条第一項に次の二号を加える。

七 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第四条第五項に規定する新技術研究開発事業に関する計画に係る同項の

認定を受けた同法第二条第二項に規定する

食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等

同法第七条第二項に規定する負担金

等、同法第七条第二項に規定する負担金

第三十四条の二第二項第十一号三中(平成三年法律第五十九号)を削る。

七 食品流通構造改善促進法第四条第五項に規定する新技術研究開発事業に関する計画に係る同項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する

食品流通構造改善促進法第四条第五項に規定する新技術研究開発事業に関する計画に係る同項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する

食品流通構造改善促進法第四条第五項に規定する新技術研究開発事業に関する計画に係る同項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する

食品流通構造改善促進法第四条第五項に規定する新技術研究開発事業に関する計画に係る同項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する

項目に規定する食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等 同法第七条第二項に規定する負担金

第六十六条の十第一項に次の二号を加える。

七 食品流通構造改善促進法第二条第二項に規定する食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等 同法第四条第五項の認定に係る同項に規定する新技術研究開発事業に関する計画において定められている同法第二条第六項に規定する新技術研究開発事業として行う試験研究の用に直接供する固定資

産

一項の指定又は第二項を「第一項から第四項まで」を加え、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第六項に「取消」を「取消し」に改め、同項及び第十一項とし、同条第四項中「農林水産大臣」を市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣に、「第一項の指定又は第五項若しくは第六項」を「第一項から第四項まで」を加え、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第一項の指定又は前項」を「第三項若しくは第四項の指定若しくは第六項」に、「又は変更しよう」を「若しくはこれを変更しようとするとき、又は市町村長若しくは都道府県知事が第一項若しくは第二項の指定若しくは第五項の変更をしようとする場合において、第七項の認可をしよう」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第三項又は第四項」に、「徴して」を「聴いて」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

七 市町村長又は都道府県知事は、第一項若しくは第二項の指定又は第五項の変更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該漁港の区域について、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の議を経なければならない。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。

第五条第一項の次に次の四項を加える。

2 第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

3 その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかるわらず、農林水産大臣が、沿岸漁業等振興審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見

区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

第五条第五項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「及び第一項」を「並びに第五項及び第六項に「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第六項に「取消」を「取消し」に改め、同項及び第十一項とし、同条第四項中「農林水産大臣」を市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣に、「第一項から第四項まで」を加え、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第一項の指定又は第五項若しくは第六項」を「第一項から第四項まで」を加え、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第一項の指定又は前項」を「第三項若しくは第四項の指定若しくは第六項」に、「又は変更しよう」を「若しくはこれを変更しようとするとき、又は市町村長若しくは都道府県知事が第一項若しくは第二項の指定若しくは第五項の変更をしようとする場合において、第七項の認可をしよう」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第三項又は第四項」に、「徴して」を「聴いて」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

七 市町村長又は都道府県知事は、第一項若しくは第二項の指定又は第五項の変更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該漁港の区域について、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の議を経なければならない。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。

第五条第一項の次に次の四項を加える。

2 第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

3 その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかるわらず、農林水産大臣が、沿岸漁業等振興審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見

を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

4 第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が、沿岸漁業等振興審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

5 市町村長又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により指定した漁港について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合に、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消すことができる。

第二章中第五条を第六条とする。

第一章中第四条の次に次の二条を加える。

(漁港の種類)

第五条 漁港の種類は、次のとおりとする。

第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を中心とするもの

第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 畦島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

第十七条第一項中「採択して」を「採択し、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、」に改める。

第二十七条の見出しを「(漁港管理会)」に改め、同条第三項と同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二条を加える。

4 漁港管理会の組織及び運営に関し必要な事項は、漁港管理規程で定める。

第二十八条から第三十三条までを次のように改める。

第二十九条第一項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「場合には」を「場合は」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に、「附する」を「付する」に

「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改める。  
第三十九条第一項及び第二項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「場合には」を「場合は」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に、「附する」を「付する」に

改め、同条第四項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 何人も、漁港の区域(第二号及び第三号にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況に、より、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。  
二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。  
三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が

第一項の規定による許可に付した条件に違反した者

一 前条第一項又は第五項の規定による罰金を科する者

二 前条第一項の規定による罰金を科する者

三 偽りその他不正な手段により前条第一項の規定による許可を受けた者

四 前条第一項の規定による罰金を科する者

五 前条第一項の規定による罰金を科する者

六 前条第一項の規定による罰金を科する者

七 前条第一項の規定による罰金を科する者

八 前条第一項の規定による罰金を科する者

九 前条第一項の規定による罰金を科する者

十 前条第一項の規定による罰金を科する者

十一 前条第一項の規定による罰金を科する者

十二 前条第一項の規定による罰金を科する者

十三 前条第一項の規定による罰金を科する者

十四 前条第一項の規定による罰金を科する者

十五 前条第一項の規定による罰金を科する者

十六 前条第一項の規定による罰金を科する者

十七 前条第一項の規定による罰金を科する者

十八 前条第一項の規定による罰金を科する者

十九 前条第一項の規定による罰金を科する者

同条を第三十九条の四とし、第三十九条の次に次二条を加える。

(監督処分)

第三十九条の二 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に對して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。

一 前条第一項又は第五項の規定による罰金を科する者に違反した者

二 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

三 偽りその他不正な手段により前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

四 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

五 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

六 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

七 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

八 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

九 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

十 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

十一 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

十二 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

十三 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

十四 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

十五 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

十六 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

十七 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

十八 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

十九 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

二十 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

二十一 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

二十二 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

二十三 前条第一項の規定による罰金を科する者に違反した者

保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権利を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権者が公表しなければならない。

当該工作物等を保管する漁港管理者に帰属する。

## (漁港施設とみなされる施設)

第四十条 第三条に掲げる施設であつて、第六条

第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて指定したものは、これを漁港施設とみなす。この場合において、農林水産大臣は、認可をしようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の議を経なければならない。

2 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が沿岸漁業等振興審議会の議を経て指定したものは、これを漁港施設とみなす。

3 市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣は、前二項の規定により施設の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知しなければならない。

第四十一条の見出しを「調査、測量及び検査」に改め、同条第一項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に改め、同条第五項中「農林水産大臣」に、「第五条」を「第六条」に改め、同条第五項中「農林水産大臣」を「市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣」に改める。

第四十二条第一項中「認可をしよう」と「認可をし、又は第三十九条第一項の許可をしよう」とに改め、同条第二項を削る。

第六章中第四十四条の次に次の二条を加える。(経過措置)

第四十四条の二 この法律の規定に基づき政令又は農林水産省令を制定し、又は改廃する場合においては、政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができること。

第四十五条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条に次の二号を加える。

える。

四 第三十九条第五項の規定に違反して基本施

設である漁港施設を損傷し、又は汚損した者四十六条中「に」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第三十九条第五項の規定に違反して同項第二号又は第三号に該当する行為をした者

第四十七条を次のように改める。

四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定並びに附則第三条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

(漁港の指定に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の漁港法(以下「旧法」という)第五条第一項の規定は、公表の日から

改正規定によりされた命令とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十九条第一項の規定によりされた許可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている許可の申請は、それぞれ新法第三十九条第一項の規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第三十九条第四項の規定によりされた第一種漁港とみなす。

(漁港の指定に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の漁港法(以下「旧法」という)第五条第一項の規定は、公表の日から

改正規定により指定されている第一種漁港(その区域が一の市町村の区域に限られるものに限る。)は、この法律による改正後の漁港法(以下「新法」という)第六条第一項の規定により指定された第一種漁港とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十九条第一項の規定により國の機関又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、新法第三十九条第四項の規定により國の機関又は地方公共団体が漁港管理者にした協議に基づく行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第三十九条第五項又は第六項の規定によりされた許可の効力の停止、行為の中止の命令その他の処分は、新法第三十九条の二第一項の規定によりされた許可の効力の停止、行為の中止の命令その他の処分とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四号中「又は第三十九条の三」を「第三十九条の二第十項又は第三十九条の五」に改め、「対価」の下に「負担金」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第九項第三号中「第五条第一項の規定により」を「第六条第一項から第四項までの規定により」に改め、

この法律の施行前に旧法第三十九条第八項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ新法第三十九条第八項の規定によ

りられた同意又は同意の申請とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第三十九条第八項の規定により

規定によりされた命令は、新法第三十九条の二第二項の規定によりされた命令とみなす。

(漁港施設とみなされる施設に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第四十条の規定により第一種漁港(その区域が一の市町村の区域に限られるもの及びその区域が二以上の都道府県の区域にわたるもの)を除く。)に係る漁港施設とみなされる施設は、新法第四十条第一項の規定により市町村長が指定した施設とみなす。

(漁港施設の処分の制限に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に農林水産大臣がした協議とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧法第四十二条第二項の規定に基づく國土交通大臣に対する協議は、漁港管理者がした新法第四十二条の規定に基づく國土交通大臣に対する協議とみなす。

9 この法律の施行前に農林水産大臣がした協議とみなす。

10 この法律の施行前に旧法第四十二条第二項の規定に基づく國土交通大臣に対する協議は、漁港管理者がした新法第四十二条の規定に基づく國土交通大臣に対する協議とみなす。

11 この法律の施行前に旧法第三十九条第七項の規定によりされた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四号中「又は第三十九条の三」を「第三十九条の二第十項又は第三十九条の五」に改め、「対価」の下に「負担金」を加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第九項第三号中「第五条第一項の規定により」を「第六条第一項から第四項までの規定により」に改め、

この法律の施行前に旧法第三十九条第八項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ新法第三十九条第八項の規定によ

りられた同意又は同意の申請とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第三十九条第八項の規定により

(道路法の一部改正)

第十一条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第六条」を「第五条」に改める。

(海岸法の一部改正)

第十二条 海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条第一項の規定により」を「第六条第一項から第四項までの規定により」

市町村長、都道府県知事又は「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改める。

(海岸法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の海岸法第四条第一項の規定による農林水産大臣との協議をした都道府県知事は、前条の規定による改正後の海岸法第四条第一項の規定による漁港管理者との協議をしたものとみなす。

(河川法の一部改正)

第十四条 河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改める。

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の河川法第六条第五項の規定による農林水産大臣との協議をした河川管理者は、前条の規定による改正後の河川法第六条第五項の規定による漁港管理者との協議をしたものとみなす。

(海上交通安全法の一部改正)

第十六条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「第五条第一項の規定により」を「第六条第一項から第四項までの規定により」市町村長、都道府県知事又は「農林水産大臣」を「漁港管理者」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十七条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

一年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第七百九十二条のうち漁港法第十七条第一項の改正規定中「採択して」を「採択し」に、「経て」を「経」に改める。

地方分権の推進を図るため、漁港の指定権限の一部を市町村長及び都道府県知事へ委譲する等の措置を講ずるほか、漁港の適正な維持管理を図るため、漁港の区域内における船舶の放置等を規制する等の措置を講ずるとともに、相手方を確知できない場合の監督処分の手続を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年五月十九日印刷

平成十二年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K